俄羅斯紀聞

九

早稲田大學附屬
圖書館
寄第 川田氏寄托
6544
第 20
第 9
出帶許不外館
ル8
2994
9

俄羅斯紀聞

第九冊

泰西圖說

漂民紀事

韋大夫口語

北槎略聞

東砂葛記

蒙模西蒙杜加風說考

ル 87
3038
9

ル 8
2994
9

泰西圖說卷之十二

此國ハリユスランド又モスコビヤト云モスコヽウ
ミユスコビヤト云ヘリ羅甸語ヨンデミユスコビヤト云其地歐羅巴
州ノ東極亞齊亞州ノ堺ニアリテ西ハポヲレニスヽウ
ヱヒヒデニ南ハケレイ子ヽタルタレイ歐羅巴ノ内小韃靼ノ地スワル
テヽゼヱ皇海ヲ云カスピゼヱ北高海ヲ云東ハゴロヲトヽタル
タレイ亞齊亞ノ内大韃靼ノ地北ハヱイスヽゼヱ氷海ヲ云ニ界セリ
幅員

此地西方ヒパニノ都邑ヨリ東方ヲビイ河ニ至ルドイ

ツ、ランドノ里程ヲ以テ計ルニ凡四百里本朝ノ八百里北方ラ
プランドノ堺ヨリ南方ピヤルトロノ城地ニ至ル凡二
百八十里本朝ノ五百六十里

河水

此國中大河ノ称スベキモノ四ツアリ
一ハウヲルガ河ナリ其源西北ノ方ポヲレニノ堺ウ
ヨルガト云ヘル湖内ヨリ出テ東方ニ流レテカサニ
ノ城地ニ至ツテ南方ニ曲流シテ北高海ニ注リ
二ハヲビイ河ナリ其源大韃靼ノ内カルミユケニノ國
中キタイト云ヘル湖ヨリ出テシベリイニノ地ニ流レ
アゾフ州トロウロツパ州トノ堺ヲナシ海口ニ至ツテ
六流トナツテ氷海ニ注リ
三ハドニ河ナリ又タナイストト云其源レサニノ地ヨア
ニストト云ヘル湖ヨリ出テ数多ニ曲流シテアソプノ城
下ニ至ツテアソプゼロ湖ヲ云ニ入テ南ノ方黑海ニ
注ク
四ハドウイナ河ナリ其源ヲログダノ内ヨリ出テ河源
ノ名ハ則ヲログダ河ト云ヘリソレヨリ諸川合シテドウ
ウイナト名ツリ北方ニ流レテウイツテ海ラプランドノ東方ノ入海
ニ注ク

風土

此地スベテ森林原野ノミニシテ諸穀生ゼズ土人ハ甚野鄙愚陋ニシテ道理ヲ辨スルモノモサナカリシガピイテルル姓ナル人帝位ニツイテヨリ後ハ次第ニ諸州ニ教サトシ讀書筭計書學及諸藝ヲマナバシメ又山ヲ切テ河ヲ通シ船ヲ航シテ諸州ニ交易ヲナス事ヲ教ヘ國中便用ナラシム又其イマダ降伏セザルノ地ハ大軍ヲ以テコレヲ攻取リテ其地廣大ナリ此時ノ如キハ北ノ方スウエデント大戰フラプランド及ヒシランドノ南方ヲ降シ南ノ方ハトルコタルヌリイト戰ツテアソフピユルトハノ諸城ヲ隔シ入ルノミナラズ北高海ヨリ里海ニ添テキリミセタルヌリイノ地ニ至マデ皆コレヲ奪ヒ東方ロシヤノ州中モ砂漠ヨリ北ノ方海ニ添テカムサスカノ地ニ至ルマデ皆其屬國タリ此故ニ今ハ世界第一ノ帝國トナレリ

分州

此地甚大國ニシテ郡州委細ニ分ケガタシ故ニ只其大ワケヲ分ツノミニシテ小地小分ケニ至テハ皆コレヲ略セリ

第一ハウエストリユスランドナリ其地ポヲレニリヌ

ウ、々ヱ二ノ堺ニアリ此部ニ屬スルノ諸國ハ
一ハ領主プレスコ、ウナリ其地北ハペイピユス湖及ビ
ニゼルマンランド南ハリ久、ウ、々ヱニ東ハポゴロド
及ビスコ、ウ西ハイフランドニ界セリ
二ハポゴロドナリ其地大國ニシテ北ハヲチガ湖及
ラドガ湖ニ界シ西ハイニゼルマニランドニ及プレスコ、
ウ南ハスコ、ウ及テウヱルニ東ハウラログビイロヲ
セロ等ニ界セリ
三ハテウヱルナリ其地東南ハモスコ、ウ西南ハスコ、
ウ北ハポゴロドニ界シ東ハロストウニ連レリ此地
ノ西北ニ旅テテウヱルサ河ヨリ南ハ十河ヲ河ヲ新河ヲホ
ツテ河水ヲ通ジスクルテゼヱ里海及カスピセゼヱ北海高
ヨリナ々ストゼヱ四イ四ノ東海ニ諸船ヲ往來セシムスカミセ
ヨリ河ヲテプ河ニ通スコレハ河ヲルガ河ヨリ月ニ河ヘ河
松路ナリ又ヨアニ湖ヨリ河ヲ取ヨリ河ヲ五ニ通ズコレハ月ニ
河ヨリ河ヲ取ヨリ河ヲ五ニ通ズコレハ月ニ
ベリ船路ナリ
西ハスコ、ウナリ土人ハルセヱト云其地東ハモスコ、
ウ及テウヱルニ西ハプレスコ、ウ及リ久、ウ、々ヱニ南ハス
モレン、スコウビイルニスキ北ハポゴロドニ界セリ此
地ニ二ノ都城アリ皆木ヲ以家作セリ居皆石ヲ以テ造ハ家
ルホヲ以テ造ルモノハ甚貧キ家ナリ此國中甚豊饒ニシテ諸穀ヲ産セリ

五ハビイルスキナリ其地ニスコウスモレンスコトノ
間ニシテリタウウロコニノ堺ニアリ此地ノ都城モ亦皆
木ヲ以テ家作セリ
六ハ度國スモレンスコナリ其地東ハニサニ北ハモス
コウニスコウ及ビイルスキ西ハリタウウロコニ南ハセ
ペリ仙ニ界セリ
七ハ度國セペリイナリ又ノポゴロドセウイクルスケ
ト云ウラロチニスモレンスコセルニコウキヲウ及
リタウウロコニトノ間ニアリ
八ハ度國セルニコウナリ其地ポヲレニノ堺ニアツ
テセペリイト共ニポヲレニノ地ニ差出タル所ナリ
九ハ度國ウラロチンスキナリ又ウラロチニト云其地
セペリイスモレンスコニサニコカライ子及ケレイ子
タルタレイトノ間ニアリ此地森林湖水多シ
十ハギキアポニナリ其地東ノ方トニ河トタナイス河
トノ角ニアリ此國中スベテ曠原ニシテ諸穀生ゼズ人家
モコレナシ
十一ハ度國ニサニナリ其地モスコウノ南隣ニアリヲ
ツサ河ニ添フテ東西ヘ長キ國ナリソノ都邑ノ名モニ
サニト云ヘリヲツサ河ノ邊ニアリ僧官ノ主アツテ今

時ハ一ノ湊會トナレリ千六百六十八年ノ頃タルタヽリ
山ヨリ一度ビ打破シタルコトアリ此國中人民多ク諸
穀モ産シリ産セリ
十二ハモルヂユ国ナリ其地度國ニサニウラロヂメル山
ニシノポゴロ上トノ間ニアリ此地森林多メシ
十三ハ度國ニシノポゴロドナリ其地モルチユアナウ
スチユグセレミツセントノ間ニアリ此地森林甚多シ
十四ハ度國ウラロビメルナリ其地小國ニシテニシノ
ポゴロ上トニユスダルトノ間ウラルガ河ノ南岸ニア
リ此國中諸穀野菜及蜜ヲ産ス其都城ケレスマ河ノ岸
ニアリ家居ミナ木ヲ以テ造レリ
十五ハ度國ニユスダルナリ其地ウラログダニシノポ
ゴロ上ウラロビメルニサニモスコウロストウロスヘ
ウ等ノ間ニアリ此地諸穀モ多ク産シ又森林多キコト
諸國ニ勝ヘタリ其都城ケレマス河ノ北岸ニアリ
十六ハ度國モスコウナリ其地ロストウニウヒルニス
コウスモレンスコウニサニユスダル等ノ間ニアリ
此地ニモスコウト云ヘル河アリ故ニモスコウト名ツ
ケリ其河ノ傍ニ一ノ大都アリ則リユスランド帝ノ居
都ニシテ甚廣大ナリ千三百二十五年ノ時ニピイテル

姓ナル人帝位ニツイテ始メテ其都城ヲ築ケリ故ニ世
ノ人其城ヲペエテルビユルグト云ヘリコレビユルグ
ハ都城ノコトニシテピイテルビ城ト云ガゴトシ此城地
分レテ三段トナレリ其メダリ一部ハ垣ヲ攝ヘ一部ハ
封疆ヲ攝ヘリ則第一ハ其内郭ニシテ是ヲカイタイゴ
ロドト名ヅクコレサアルビルノ居ニシテ格別ニコレヲ攝ヘ
リサアルビルトハモトエ族ヲ云ヘリ然レドモリユスラン
ドノ人ハ帝ヲ指テサアルビルト云ヘリ以下同アルモノ皆同ユスラン
ドノ帝ト知ベシ第二ハ次郭ナリ是ヲビアルゴロドト名ツク
コレハ白郭ト云ヘルコトニシテ則其郭ノ石垣皆白ク
色ドレリ第三ハスコロヲユムト名ツク然レドモ今時
ハセムラニヤゴロドト云ヘリ其郭ハ土ヲ以テ封疆ヲ
造ヒリ又モスコウ河ノ向ニサモツゴウレツセト名ヅ
クルトコロアリ是ヲ第四郭トシテ則セムラニヤゴロ
ドニ屬セリステレリツセニハ城前ノ
高人石火矢鐵炮等ノ火術ヲスモノヲコメ置ケリトタスケノ城ニシテ行歩卒四
國ノ人等ヲ居セシメリ等ハ皆都外ノ城前スロボダ切ロボダノ別府ニシテ他
ガ今時ハ皆都内ニ入テ其惣郭ノ廻リ凡七里本朝ノ凡十四里
其外郭ハ子ゲリニト云ヘル河アツテコレヲ廻レリ都
内ノ家居或ハ石或ハ木ヲ以造作セリ又スモレンスコ

ノ三百六十里此里ハユスランドノ二五百ノ寺院アリ
里数ニシテ詳ナラズ
都外ニドイツ人ノ在居アリコレヲスクロウヲダイン
セムスカ又ニイメツカト名ヅケリ爰ニドイツノ寺院
二ケ所ニシテランドホルランド等ノ寺院各一ケ所ア
リ此大都数度ノ火災アリ千七百十年ニ六千軒千七百
十一年及千七百十二年ニツヽイテ二萬軒ヲ焼失ヘ
リ又千七百二十九年ニドイツノ別府及百五十軒ノ人
家ヲ焼タリ此ノ如ク数度ノ火災アルモノハ木ヲ以テ
造リタル人家多ケレバナリヨウロツパノ人家多クハ石
ヲ以造ル故ニ大災マレナリ
十七ハロストウナリ其地北ハウヲルガ河ヲ以テヤロ
ストウビイレヲセロニ界シ南ハモスコウ東ハシエス
ダルル西ハテウエルニ界セリ此地昔時リユスランドノ
帝ノ第二ノ王子ヲ置テ一ノ小侯國ト十セリ其都城ノ
名モ又ロストウト云ヘリ一ノ湖ヨリコトレアト云ヘ
ル河ニ落ルトコロアリ此都皆木ヲ以テ家作セリ
十八ハロスラウナリ其地ウヲログダロストウシエ
スダルルトノ間ニアリ其國中西ヨリ東ヘウヲルガ河通
流シテ甚便用ノ地ナリ其都城ノ名モ亦ロスラウト
云家居最多シ
十九ハビイレヽロホラウナリ又ビイレヽヲセロトヽ云ヘリ其

地「アホゴロド」ト「ウヲログダ」トノ間ニアリ此地「ビイレ、ヲセロ」ト云ヘル大湖アリ故ニ「ビイレ、ヲセロ」ト名ヅケリ其湖長サ凡二十二里（本朝ノ九四十四里）幅十二里（本朝ノ二十四里）アリ此湖中ニ其都城アリ都城ノ名モ亦「ビイレ、ヲセロ」ト云ヘリ

二十八「ペルム」国「ウヲロクダ」ナリ其地「ヲ子ガ」湖ノ東方ニアリ大國ニシテ「カルガポル」「ヲウスチユク」「シユスダル」「ビイレ、ヲセロ」「ニシノポゴロド」「ユロスラウ」等ノ地ニ隣セリ其都城ノ名モ「ウヲログダ」ト云ヘリ「ドウイナ」河ノ傍ニアリ四方皆沼ニシテ甚ダ要害堅固ノ地ナリ都内ニ木ヲ以テ家作セル寺院四十三石ヲ以テ造レル寺院二十二アリ又「モニケル」及「ブニ子ニ、ロロチスク」等ノモノ三ツアリコレ皆僧官ナリ又「ドイツ」及「ホル、ランド」ノ人モ多ク其地ニ来居シ市店ヲ開イテ交易セリ此國中ハ大ベテ富饒ニシテ諸穀ヨク産セリ

二十一ハ「カルガポル」ナリ其地「ヒニ、ラニド」ト「モスコピ」トノ堺ニシテ「ウヲログダ」「トウイナ」「ウイツテゼロ」（白海）トノ間ニアリ此地ノ東ニ「カルガポル」ト云ヘル湖アリ故ニ名ヅケリ

二十二ハ「カルガポリスカイ、カ」ナリ其地「ヒニ、ラン

ド」ノ入海ト「子イ、ランド」「タパスチ、や」「サハロチレア」「ケキ
リルム」等ニ界セリ此地昔時ハ「スウエ々デン」ノ屬國タ
リシガ千七百三十一年「子イ、ダツ上」ノ和睦ヨリシテ「リ
ユス、ランド」ニ屬セリ
二十三ハ「ヲ子ガ」ナリ其地「ウイツテゼエ」白海ト「ラドガ」湖
湖トノ間ニアリ
二十四ハ小族國「ワガ」ナリ其地「ド、ウイナ」ノ西南カルガ
ポ」ノ東南「ワガ」トゝヘル河ノ邊ニアリ
二十五ハ「ド、ウイナ」ナリ其地南ハ「ナ、ウスチユク」西ハ「カ
ルガ、ポ」東ハ「コンシヒ、スケイ」北ハ「ウイツテゼエ」白海ニ
界セリ此地「ド、ウイナ」河ノ海ニ注ク所ニシテ諸國ノ商
船會集セリ其都城「アルカンゲル」ト云ヘルトコロニア
リ
第二ハ「ヲ々ストリユス、ランド」ナリ其地東北ノ堺ニア
リ此部ニ屬スルノ諸國
一ハ「ユゴルスキ」ナリ其地北方ノ海濱ニアリ「コンシン、
スケイ」「ペトソラ」トノ間ニアリ又海岸ニ一ノ島アリ
「カンデ、ヌウス」ト名ヅク此島モト地續ナリワヅカニハ
河ヲ堺ツテ島トナレリ
二ハ「ペトソラ」ナリ又「ボランダイ」ト名ツケリ其地北方

ノ海濱ニアリ「ユゴルスケイ」「コンジンスケイ」「サモエデ」
「シベリイ」トノ間ニシテ「ペトツラ」ト云ベル河ニ添ノ
地ナリ此國中山岳多ク寒氣至ツテ強ク人家モ甚サク皆
マヅシキ人民ノミナリ
三ハ「シランニイ」ナリ其地北ハ「ユゴリヤ」東ハ「ペルシヤ」
東南ハ「ウイヤツケイ」ニ界セリ此地山岳森林多ク土人
ノ言語モ甚替リテ別ニコレ一國タリ然レドモ今時ハ
「リユスランド」ヨリアワセラレタリ
四ハ「ヨウスチユク」ナリ其地「ドヴイナ」「ペルムシキ」「ミシ」
ノポゴロド」トノ間ニアリ
五ハ「ペルムシキ」ナリ又「ペルミイ」ト云ヘリ其地「シベリ
イ」「コンジンスケイ」「ヨウスチユク」「ウイヤツケイ」トノ間
ニアリコノ地ノ西ノ堺ニ「カム」河ノ源アリ
六ハ「セレミツシ」ナリ其地東南北ノ三方ハ皆「ウラルガ」
河屈曲シテコレヲ回レリ西ノ方ノポゴロドニ界セ
リ此地多ク秣ヲ出セリ土人ハ皆「リユスランド」ノ生レ
ニシテ能ク弓術ヲナセリト云
第三ハ「タルタリイ」ノ部ニシテ「モスコビヤ」ノ地トナル
モノ此部ニ屬スルノ諸國ハ
一ハ王國「アスタラカン」ナリ其地東ハ「カルミユリセタ

ル久リイ」西ハ「ロスドリ、トンスキ」北ハ「ボルガル」南ハ「シルカツシイセ、タル久リイ」及「カスピセ、ゼエ」北海也ニ界セリ此地昔時ハ韃靼ノ屬國ニシテ其王族三十韃靼ニ服從シタリシガ今時ハ「リユスランド」ノ内附タリ其都城「カスピセ、ゼエ」ノ邊ニアリ今ハ「リユスランド」ノ官府トナシリ

二ハ王國「ビユルガル」ナリ其地西ハ「ウヲルガ」河南ハ「アスタラカン」東ハ「バスカシル」北ハ「カツサン」ノ地ニ界セリ

三ハ王國「カツサン」ナリ其地「ウヲルガ」河ト「カム」河ト合ツスルノトコロニアリ

四ハ「ペルシヤ」國「ウイヤド、スキ」ナリ其地「シベリイ」「カツサン」「ペルムシキ」トノ間ニアリ

五ハ王國「シベリイ」ナリ其地東方ノ堺ニシテ「ヲビイ」河ニ添ノ地ナリ甚大國ニシテ則「五、ウロツパ」「トアジヤ」ノ堺ナリ是ヨリ北東ノ海濱「カムサスカ」ニ至ル迄皆「リユスランド」ノ屬國タリ「アジヤ」ノ「タル久リイ」カ部ニ詳ニ說ク

六ハ「サモエデ」ナリ其地北方ノ海濱ニ添ノ所ニシテ「ワイガツ」ト名ツクル入海ニ向ヘリ東ハ「ヲビイ」河西南ハ「ペトラ」ノ地ニ隣リ北ハ海ヲヘダテテ「アハゼムブラ」

ノ地ニ向ヘリ

第四ハ「ラプランド」ノ部ニシテ「モスコビヤ」ノ地トナルモノ此部ニ屬スルノ諸國ハ

一ハ「モユレマン、スコイ、」ポリイ」ナリ其地西北ノ隅ニシテ「アラル、ウ卍々ゲン」ニト氷海トノ堺ニアリ

二ハ「ラル、スコイ、」ポリイ」ナリ其地東南ノ隅ニシテ「ウイツテゼ卍」白海ノ北ニ差出タルトコロナリ

三ハ「ベルラモレ、スコイ、」ポリイ」ナリ其地「ウイツテゼ卍」白海ノ西ノ端ニアリ則其邊ノ入海ヲ「ベルラモレ、スコイ」海ト云ヘリ以上三國多クハ曠原ノ地ニシテイマダ詳ラカニナスコトアタハズ

屬國

第一ハ「ゴロラト、タルタリイ」亞齊亞ノ大韃靼也其地「チビイ」河ヨリ東方「ニ十」大清ノ地及「サンド、ウ々スト」砂漠ノ北方「卍イス、ゼ卍」氷海ニ添テ「アジヤ」ノ東極「カモシカツトカ」暇夷ノ東北ニアリ則暇夷ヲ去ルコト凡本朝ノ三百里「ムサスカ」暇夷人ト云ヘリ其地ノ商人ヒリカニ來リテ交易セリト云ニ至ルノ所ニシテ甚廣大ナリ此地亞齊亞州ノ部ニ詳ラカニ說リ

第二ハ「タルタリイ」ノ内ニシテ今「モスコ・ピイ」ノ地トナルモノナリ其地「ヲビイ」河ノ卍ニアリ此地六百年前ヨ

リ「モスコビイ」ニ内附セリ

第三ハ「ケレイ子、タルタリイ」歐羅巴ノ韃靼也ノ十リ・其地「ポラレ」ニ及ヲンガリヤ」ノ邊ヨリ「ドニ」河ノ邊ニ至ルノトコロナリ分ツテ二トス

其一ハ「ニイペル」河ヨリ「スワルテ」海及「マラチス」湖ニ添テ「ドニ」河ニ至ルノトコロナリ此地数多ニ分ツトイヘドモ皆小國故ニコレヲ略セリ只「ドニ」河ノ岸ニ「アソプ」トヽ云ヘル都城アリ是始メハ「トルコ」ノ部ニシテ甚便用ノ地諸州咽喉ノ場ナリ故ニ「リユスラント」ヨリモ度々コレヲ攻討タリシガ千六百九十六年ノ時終ニ其都城ヲ奪ヒ取レリ然レドモ後又千七百十一年ノ戰ノ時大イニ勝利ヲウシナヒ「アソプ」ハ都城ノミナラズ小韃靼ノ部皆「トルコ」ノ為ニヲトシイレラレタリ

其二ハ「キリム」ノ地及其四ノ諸島ナリ此部モ「リユスランド」ヨリ一度コレヲ奪ヒ其「トルコ」ヨリ建置トコロノ都城等皆破却シテ又「リユスランド」ヨリ築キタリシガ是モ亦千七百十一年ノ時再ビ「トルコ」ニカヘレリ

第二ハ「コサツケ」ナリ其地一部ハ「ユカライ子」ノ地ニシテ「ニイペル」河ノ東傍ニアリ一部ハ「ケレイ子、タルタ」ノ北ニアリ一部ハ「ドニ」河ノ東西ニマタガルノ地

ナリ以上三國是ヲ合テ二部トス
其一ハサポロニセ、コサツケニト云其地ニイペル河ノ邊
ニシテブラスラ、ウキヲ、ウピユルトウバチユリニ等ノ
地ナリ昔時ハ皆ポヲレニニ從ヒシガ其ウチモナヲトト
ルコノ強勇ニ恐レテ竊カニ和親シテ一歳毎ニ男一人
ニ付テデユカトニ銀錢ノ名重一錢裏一卷ヲ以テトル
サハ匁六分
ユニ貢セリ其後モスコピイノ廣大ニナルニ及ンデ一
部ハモスコピイニ屬セリ然レドモトルコニ隣ルノ邊
ハ多クトルコニ附ケリ
其二ハドニセ、コサツケニト云其地東方ニアツテドニ

河ノ東西ニマタガル此國中ノ土人性強勇ニシテ盗心
アリ故ニサポロニセ、コサツケニノ人トモ睦シカラス
此地モスコピイニ隣ルノ辺ハ多クモスコピイノ人コ
レヲタモテリ

紋印 旗幡或ハ船印等ニ用ヒ

モスコピヤ 地紅 紋白

エンゲランド 地紅 紋黄

人數附

「エウロッパ」州中ノ凡大數ヲ計ルニ千六百八十五年ニ改ムル所ニヨ
パニヤ」二千万人「フランカレイキ」五千万人「イタリヤ」二千万人「ヨンゲランド」
二千万人「チヂルランデン」二千万人「ドイツランド」及「ヲンカリヤ」五千万人「ヲ
ヲチニルカ」四十万人「スウエイデン」及「ノルウエイゲン」六十万人「ポラレン」
千五百万人「エウロッパ」ノ「トルコ」ニ屬スルノ部五千五百万人「モスコビヤ」三千
万人右十三州合セテ二万千万人ナリ

漂民紀事

別本題噴
楊松記

大夫
清原
人
吹上春行
御注目付
留利助
日向守
殿上人
鷹司
摂政
関白
黄門
参議
中将
洗関

漂民御覧之記

寛政五年癸丑九月十八日吹上ノ御物見ニ於テ去ル天明二年壬寅十二月十三日勢州白子ヲ出船シ其夜駿州ノ沖ニテ俄ニ大風ニ吹放レ同三卯七月廿日魯西亜ノ屬嶋アミシツカトイフ地ニ漂着シ夫ヨリカムサツカオホツカイルカウツカナト云地ヲ經歴シ歐羅巴洲ナル魯西亜國ノ都ヘ出女帝ニ見ヱテ許シヲ受去年九月三日蝦夷ノ子モロトイフ地ニテ彼國ノ船ニテ送リ帰サレタル神昌丸ノ船頭大黒屋幸太夫同水主磯吉ナル者ヲ上覧アリ御物見ノ正面ニ御簾ヲカケ御透見アル様ニ

御座ヲ設ク右ノ方ノ御入側ニハ松平越中守加納遠江守
平岡美濃守高井主膳正列座其前ニ張出シヲ構ヘ御
小納戸頭取亀井駿河守小野河内守多記永壽院
桂川甫周列座是等ハ事由ヲ尋訪ヘベキ旨ヲ命セラル
次ニ御目附中川勘三郎矢部庄五郎此両人ハ今日之執
事ナリ
御座ノ御後ハ御小性御左ニハ御小納戸羣居セリ御白砂
ニ床几二脚ヲ居エ是ハ彼二人ノ者ノ為ニ設クルナリ扨
午ノ初ニナレバ太夫磯吉ヲ召出サル幸太夫ハ齢
四十二髻ヲバ三ツニ組テ後ニ垂レ黒キ結ニテ巻キ黒キ鬢
笠ヲ脇バサミ襟ニハ黄金ニテ造リタル小キ鏡ノ如キ物ヲ掛ケ桃色
ノ銀莫臥児ニテ製シタル箭袖ノ外套ニ赤キ玉ノ衣紐ヲ施
シ同シ織物ノ袴ヲハキ紺地ノ錦ノ緊身ヲ着足ハ白キ莫
大小ノ上ニ黒キ百尓西亜革ノ深沓ヲ履キ魁藤ノ杖ヲ突
ケリ磯吉ハ齢二十八同シサマ髻ヲ組ミ幸太夫カ懸タル如キ
物ヲ銀ニテ作リタルヲ懸ケ笠ヲ取テ脇ハサミ紺哆囉呢ノ
外套ニ銀ノ衣紐ヲ付緊身ハ猩々緋ニ黒キ縁ヲカケタ
ルヲ着シ黄黒間道ノ天鵞絨ノ袴ヲ着ケ白メリヤスノ上ニ
深沓ヲサス是ハ幸太夫カ沓トハ少シク違ヒテ全ク上柿色
ノ革ニテ拵タレト製作ハ同シ様ナリ諸共ニ笠ヲ地ニ置

絆ヲナシテ床几ニ坐シタル躰更此國ノ人トハ見ヘス紅毛人ノ
形ニ髪髭タリ夫ヨリ彼二人ニ問フ下スニ答ウル所明實ニ
シテイサヽカモ虚誕ナシ誠ニ千古ノ一大奇事ナリ

問

一其方ドモ最初着船シタル所ハ何トヤ地ホルヤ

答

一アミシツカトヤ島ヘ漂着仕ル此而ホ四年程至ル内食事ハ
魚の潮並黒百合の根を水ニて煮研て白酒のごとく
飲ヽものをたべ居ヤルセハ腮ホ二本鼻の穴ヨ二本角
有ル面体並ニ手の甲ホ青き筋を入墨ホ仕ル其角ハ
自然ホ生ルものホ之を鋸ニ牙ホて筆の軸乃大さ迄削
リ長さ二三寸懸ごとし相生ルホ拔ヨ拔ヽものホ生ル
常ホハごとし居ヤル男子ハ被髪ヨて男女ハ鳥の毛
を着穴居ヨル居ル夫ヨリカムサツカトヤ地ヘ移越ル至
留の中乗組の内六人死亡仕ル其病ハ日本ニハ見
及不ヤルヲンカトヤ中病ホ生ル（和蘭ニテシケウルボイクト云即青腿牙瘡之）此地ホて
魯西亞の加比丹（官名ナリ）ヒ毛ヨ（ヒ毛ハテモヘオシボイ）ヲトヤ者ヨ生
ル地ヨ四年滞留仕ル此而ハ寒氣殊ヨ甚敷色間ヲ外
出仕ル不ハ裘ヲ着ス孤皮ヨて面体包み目ヨリ

出しいて歩行仕い差中引合せの透間を星再島北
るとをあらるるをいい酒ふて右のごく堅く相成家ふ
入喉を清いを忽ち解散中い類先ることいをくり
ゆめくふ拔薬中い右のごとくいい乳酪ふて子内挂の未
をかへいを塗い塗いい瘡中い蒙古を受いいい手足
を脱薬中い既ふ回部の者庄蔡と中者右の証にて
お悩みいお徒国の醫師大ゐる約を聽錦にて星を
挽切焼酒ふ浸しい木綿を切ふを包み療治仕
いい蒙薬い硝ふと入喪中い勿論療治前ふ仰せ
中い食物の多元いい日ふ洞淺拾ふ宛相濃い

右を減ふて牛肉ふ変ふを調(陸中い十文を一
北雑費十分ふ陸二度ふ去るがら方の球後ふを
熊と拔後しゆきだふ自由ふ元手借呉いい上
地代年貢等と而中暑紙ふ間商人ふ拔事ふも
ふて商ふ中醫ふ仕ふふ敬一彼地の
人の人ふ疑ふ地到ふふ拔ふ拔ふ婦ふ日
本ふ内ふ仕度願ふ四度故一向面引仕ふず免
角仕度願ふを黒き彼ふ内ふの雅の事拔彩い
澤ふ一圓壁的ふ中い中ふを女帝の四閣ふ
年一中ふふ人数ふ登星帝一

直所仕ハ右の旅中キリロと申ハ旗本の尼今ハ亦出ハ
其砌女帝ハペコルボルヲ不ハ法度ものを此ハ新義果速
右出されハ不ハ法中ハ敷多の官人当重ハ出浩玉度の
右ハ宦女官のもの囲鏡仕ハ加出和りしき拵ハて
猶豫仕ハハ時老中ものの中官人多を取女帝
の時右使ひ両女を重祢出しハ中ハ敷ハ乳ハ
加右のもハ仕ハ博を女帝市を見延指先を
私業の上へを時京せらるハを三度ハ乳ハて業ハ
拵ハ一仕を敷ハれハ置右のもハ仕ハ出を初ハ帝ハ
見ハ時の礼儀のもハ不ハ度ハ場玉殿を早速礼

酒中仕拵王城の拵元ハ一向嘴ハ拵見ハ元玉中嘴土ハて
土義仕ハ仕或ハ右ハて業ハみ上五重六重ハ仕兵家の二重
同三重目ハ築山影ハ帝ハを拵ハ花畑ものを作中ハ
下地を囲ハハ張ハ上ハ土を入ハもの、東ハ重ハ家仕の
篇を書塀ハ平人の住右を右ハハ麦ひハ業ハ度ハ

問

一火災の業ハ如何ハ

答

一右ハ上ハ通室家右大方嘴土右ハて四度ハ業ハ七災ハ甚
ハまハ四度ハ彼地ハ右ハ四ハ災両度四度ハ二時ハ

を三所あるべし拾弐寸ほど有之陣屋拾ヶ所ハ
四方に畢竟之家焼失仕る家を建仕る家内より出生
之具或ハ内造作ハ焼失仕るまくの家ハ四方に見せ
まく家作仕る所ハ大災も四方に出来り
問
一城構の上ハ大成身隠壁有之哉
答
一殊の外大造なる物ハ四方に車の大き此邦にて仕る水
車の輪程有之ハ見へ申
問
一城門の上ハ魯西亜中真の帝一伯爵緑の像有之哉及
ひ哉
答
一伯爵録の像ハ異屋に置仕り四方に御宝庫ハ大なる磁
石有之ハ大サ三尺平方四角ハ仕り筋金を入れて釣下
四方に貫四隅ハ百貫目程の碇一挺付く吸付居申ハ磁石
の脇に仕る事ハ環旋を拵ひ吸ハ吸ハ
碇地に居申ハ又ハ環旋を周ハ元ず作の碇先より元
の通吸付申ハ
問

一ムスクロホ大石火矢有ラシ見及ビヰヤ

答

一銃口ニ入仰向ニ臥シテ手ヲ延ヘホ指先ガシラ迄ノ長サハ三間半ホ相見ヤウニ思ハレタ程ノ大筒ニテ筒ハ土地ホ嵯入居シ周リ城塁石垣ヲシテ其内ニ下リテ見ヤウニ拵ラヘシ物ニテ大ナル事ヲ語リ伝ヘシ物ニテ重サ壱貫目ノ四貫匁百目ヲ一貫目ホ付二千五百貫目有ル由ヨ山ヲ見タルヤウニ思ハレヤウ

問

一絶ハ見及ビタル式

答

一ヤコウツカヨリ星イルコウツカヘ系ハ芋ヲ見ヤウニ一株黄色ニテ株ノ形大キク脊ホ瘤有ラシテ沃ハ強ク細長ク沃ホ物ホ似テ居ルベルウヅヤウニ

問

一タバコ西方国拵ヘタル式何ヤウニ栽キ生ヲハヤキノヽ式

答

一此方ノヽヤウハ下品ホシテ居ルヤウニ生ヲタバコヤウニ栽キ生ヲルハヤキモノヽヤウニ左ヽ黒ク焦ケ居ル為ニ天火ヲ所リ焼テ直グ

一[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

答

一腰ニ提ケハ女帝ヨリ賜リシ時ヨリ大ニ恐レ
ハメンダリヤ物ヲ云ヒ居ル片面ハ開祖伯多録帝乗
馬の像片面ハ當今の女帝エカテリナの肖像ヲ出ス是
も女帝ヨリ賜リシ此メンダリヤを魯西亜國中
何ニ方ハ寒ケレトモ厳暑の風扇ヒ不住ク取ル私も義
ハ別外ニ住ス居ル人ハ何ニ方ニ寄ても皆人ハ寒ル
居ル事の為ニ老中の宅ハ一家ニ一所ニ居ル
事なれども四方ニ
中間答終りて　上ヨリ皆入

御漂民ヨリ色色御ヲ頂ケ有ル
ニ名生ヲ中屋ヲ為ス奏我換ハ幸太夫ヲ油漆
色の多呢碓ヲ老虎色の多囉呢也

問

一其方ヲ事豊臣ヲ敵命の思ヒ深の厚情他ニハ有ま
しく有ル如何ニ本所在ル哉大切ニ存ル事ニ
答
一恩義ニ於ケハいさゝも他ニハ有不申ル多ク大切ニ存ル
と中移の他ニ四方ニ有ル
問

一左様之恩義と有之ハ処何故強く弱を元日本に
対応いや

答

一恐多ク本国より充母妻子共ハ
の情ハ忘ル事ハ出来ず自由にて難義仕ル
を才一言語ハ白ハ通ル兼ねて多心ハ使せ
ハ身命を擲一向帰国仕度ハ願ハ事ハ
問

一言葉ハ使ハ事ハ
答

一是ハ事ハ聞ハ度ハ
所ハ多ハ一向通辯仕ル事ハ
不便利ハ事ハ
の用を為ハ事ハ
問

一帰ハ
答

一充母ハ中役人ハ
拵我国と交易通商
ハ事ハ此度沙汰を
一是ハ事ハ聞ハ度ハ所ハ多ハ一向通辯仕ル事ハ不便利ハ事ハ
の用を為ハ事ハ

問

一帰ハ命の次ハ節何ハ中付ハ事ハ
答

一充母ハ中役人ハ
拵我国と交易通商
ハ事ハ此度沙汰を

一ひとつ事に有るに云はるゝ所なくと中納言とハ是を言
葉に中納言そなたの所領帝より作源氏の事に
ハ是四度に余く有の縁人の有るを事と
推察仕る

問

一彼此ハ耶蘇宗門に入改宗いたし居る者は四十二日水を
浴し一切を断く唯吐しに更立ちく名を改よし勿
論名を改めり所と水を浴せり内見及ぶ義有るや

答

一御尋の如く四度名を附る時を行ふ名を除せる
事と存見候ハ小児の名を附る者と大神を湯一小
児を五中に三度設ける立ちく名を付中に小児ハ外嘱
す

問

一宗門に入るに付て左指の俗見及中間諸子に有る
答

一前に申上る通私ども一切外史行ふ義ハ
と見ても左まく器物の意四度に加右神の俗を心得
不見物仕る義り四度

問

一十文字ふいごに物を貴に依て及に式の法を切文冊
答
一是は家毎の入口に掛人と首よりけやに名を出きりとやし
但し十文字みなく長に産未度りを横木を三本
入るものを四産に都て人の宅に多りに第ハきりをる
先仏壇を拜一ニ三五六七人に接拝仕に年に四産に
孫場ちも主人に成を脇に仕ずにても仏壇に拜を
へ仕に ほど至来年に四産に仏の事をホーフとやし
ホーフとハ上と中年なく即ち天の子をやに拝に花及やし
問

一硝子を吹ものを見る式
答
一私ペテルボルヘ出に節旅中萬端世話に仕呉にキリロと
に者を硝子師にて四産に向徒宅に毎産にうち尺物
仕に石を敷に仕山壇と小麦の粉のもの其外に二品
孫文にものに仕に上を敷りやに板硝子を吹に子を
先法利のをきものを小さき筒に吹立山壇みなく堅り筋
を引窓に入に一七方の節を二ツに破き竹を破に板に
第やに石を三方立みなく堅四さなき竈の内に並べに焼
に博に西方なくの到にて平らなる事やし

問

一酒の製法及び式

答

一酒糟見物仕り地を堀りて甕を埋め厚板敷く蓋を
仕り角く穴を明け其上に土を入れ松杉の数多く胎み
木を積み大を釜に仕り其時分上り生米を蒸
ひ蓋焼に仕り其下の甕に自然に溜り申し酒一升上
り申し水薬沸湯にて上り申し候

問

一哆囉呢の織方見申し

答

一是亦見物仕り羊の毛を紡きて突杼にて織申し
織上り申し水を噴き毛の硬き所毛みなく成す事
疑敷

問

一魯西亜人答至の珠の日短き事如何の式

答

一さのみ短き様も覚へ申し候五月より八九月迄まて八夜
中を対し候仕り候て墨を入れ候事仕り候て
細く認め候ものなれば読み申し候

問

一何を指すか思浦と存じ事に義を聞こしめや

答

一左まて為御義を聞こしめ候ハ彼地方の寒氣
ハ[illegible]ハ最初みとゝ[illegible]事より[illegible]と解義を
聞切義に時[illegible]ハ[illegible]と思ハ[illegible]義を聞
ハ[illegible]

問

一鷹を事中所にや

答

一大抵事中所に其内事の中所[illegible]の初まて別して
鷹を卯をうみ[illegible]家[illegible]と羽をきり鷹
[illegible]養を卯をうり食料に仕ハ雄四五羽に雌三四
十て[illegible]つゝ[illegible]卯の味を[illegible]ものにて[illegible]

問

一[illegible]に大[illegible]石橋有[illegible]

答

一其橋を拵て当時を拵[illegible]仮橋を[illegible]仕来[illegible]

問

一彼方[illegible]事の事拵兵[illegible]

答

一何事ニよらず此節在所在ニ日本の事実詳ニ記し
ニ出物等ニ日本図ニ見立中ニ日本人ニくハ桂川甫
周ハ中川淳庵ハと中ニ二方の人ニくハ行き(ゆき)ニ成長崎
ニ日本の事ニと書ニ書物の中ニと書載ニ有ニ様子ニ
多及ル 中川淳庵ハ芸州の侍医ニ(ニて) 従年病死ニ
従ニ成て宜敷の様子ニ聞ニ

問

一水車風車ニ見ニ及ニ申ニ

答

一水車ニ慶ニ長ニ波防ニ浅坐ニ出ル水車ニ用ニ
風車ニ羽根四枚ニ成ル所の分大造ニ成ル事ニ成ル
是ニ流川ニ流ル相用ニ中ニ尤風ニ長ニ第ニ
ニ成ル事

問

一部の大ニ小ニ拵ニ拵石ニ彫付有ニ内見ニ及ニ申

答

一見ニ仕ニ得ニ文様ニ成ル事ニ中ニ成ル何様ニ成ル儀ニ
無ニ仕ニ

一私ニ帰国頭座ニ出ニ得ニ免角遅滞仕ニ
日本ニ通船仕ニ様ニ成ル事及ニ成ル人ニ

に送西美に拙お移て元多和亜の事に為て生しに
帰國致し致ひ下しを仕魯西亜の手を放きいり送
屋てやとやしに間海を河拙知りやへくやとれ所に降を
三年かりやとし蒼ア魯西亜ちりハ去りて年月を至
りやしに拙に来りに一致ひ引ちろいやいり紅毛人を
お移てやと有に内帰をハ法さきやまに所に
一イルコウツキちく朝鮮人をえやに庫人をとえやに小京
人のちしまを屋 北京より古北口を出て奉天に行くと奉天説南周説
一多半を橋に乗氷の上を犬を牽ア一人を犬四匹宛
絡やし陸のかまちのちく法屋に貴人を馬を引ク世中に

一ペエルポルに嵐ちの野猪兎蕃ちの矯鶏に死に哭猪を保
玉の石り持ゆりこやと有し三疋ちく細玉にところ彼玉
の方を所注保ちやに間浦に陸やに野牛に野牛に蒼式と存間玉
を陸ちす為やし
一當今に女帝にて御名ハ王。カテリナ。アレキセウナとやに御年ハ
六十四太子の御名ハ巴。ペトロイナとやに御年三十九皇孫ハ一
人をアレキサンデル。パウロイナとやに御年十六一人をコンスタ
ンチン。パウロイナとやに御年十四を御妹ちきに
右件の問答終りて後二人の漂民ハ御暇賜り雉子
橋の外なる御厩の宿に下りね寅上晩ア大和の

御代ヶ生を出　御身迹く侍りつる加こゝをうるゝをと
見ゆ事ども多くまぎれ出る事ども侍れと
て柄短き筆を取て記し終るゝ事ヶ有り

侍醫法眼

桂川甫周國端誌

寛政六年春寫

右漂民紀事一卷桂川國端法眼記する所なり名吹上
秘抄全攷題此名云蓋當時訪問の事條猶ほ
ほ尽くすゝ此記ハ法眼自尋訪ヶ事ども且切要の
事件を摘〻載する所り余醫ハ永壽院法印の其
時の緊要をかゝゝを誌せしものなる夫を侍医讀
む便し徒ハ國端法眼　旨奉りて漂人に対ヶ詳問查防
為て此構ヶ畧十卷圖二卷を選して　旨を金子廣して
彩ハ多河之刑潤ヶむ乃ち甫周家ヶ留む副本ヶ縁
ひを序をしむる事ハ行るゝ為ハ此の秘記を出

祝ぎ申すを請得て之を伺し御事と成り

寛政六年甲寅冨月

筆墨野史識

幸太夫口語筆受被仰付ける扣

川口三省記

國形　風俗形政

一モスクワより東北ふ行八百里へチルボルトと云亜蘭齊亜と新都也欧羅巴亜細亜の間ふ位置寒氣甚はしく国制ありて子三年ハ旧都モスクワふ居三年ハペルチルボルヲ居アル寒氣強く海も地海と濱し風景と宜浦ふ新都行幸し時ハ五年ふ一度と居アル

一當時女帝之開祖創業酋アトラヘウル・と申ふ四代目之先祖の由ふ法出ふ殊之外武勇強力の人にて世一歳之時

始く都をへキルホルへ聞き夫を國を切り從ひ凡五十二
國徇行いまに八十四歳にて没シ彼地にて傳に曾く
太子の不順を憤ふ毛シツヘリて毒を進に由さ毛と剛毅なる支那ら毛と又傳しハ
大なるウハミ害をなしを上トラヘウル自身足下ヨカ弟殺さまに由ヨ此に尤と彼地大河に向ひ馬上にて
ハミを絶に像を用て溺死に此に手ぶから臣下ヨカを
斬殺しに事を有るなりと此に
一當帝女王年六十四 和漂着し年也 太子三十九孫十八
コスメ 十九イモシ

一女王甚質素にして夢て奏に事なを下をなれ
みに愛多く民生服帰仕に寺なりへ経文唱
に能を必て子を武蓮長久法子孫繁昌と中に國を
唱祈事に此に
一初漂着に当アミシツカハ生魚にて外を更に食物をなに冬
中迄にて多さに中に所れ子有に肴に干物を茶にて包焼にて
多くに八甚美食と存に此に民
皆穴居にして多の毛を身にまとひ言語喉中にて中に
一向通ーー
一都へ帰しに板に書付に

・伯母と称し生しかば生しと後三月に王塚一名さんを九
二夕に登塚ありしに一日に太子宮参りの日にて道中鑾国
カラ浜地二百丁程行に事なきあとに宮を参るに此の
ある仏ゆ知る知恵に神社を崇て参るに国俗にて死生
婚姻なるに事なく所行ひ本尊を書きの或を参詣
・講堂子所にしのと知る中に僧を髪剃ぬ後、さぶ
山俗服ならず衣服大き
一日見るの節をりを及ひ門親戚まくろくよりり
手ぬ坂を大臣列坐しに事なく生に門の節あども
年程の事なく生徒二人ありの二十人ばかりの拝をうり

一の時にて世通りの事なく糟を一向なく乗馬天
子大名六馬旗本四疋士二疋四度に先中ともて中ものは毋
日本の加賀議所にとりくひの大身に四度に
一国法にて謝位に女事を疋寺一入再ひ門を生事なり
ふ中に内食と拝に但し内食を獣肉なり魚肉を多
・度に中に
一此国の人物大抵愚純に産に性きも敬皇醇朴にて所緒
此説をいくに私ものんやすくらく ロシヤ人すり紗温厚正直すくに肉 好容 非理 ありて悪しし
りの事なかとは本に中に私ぐも逆図のうち心要者を拾ひ
・と一に姫の接拶に重祝をきに
食事 あるなぐらまにても其ふるひるとに国事にて中に

氏礼式風俗を知ゝ

一彼地の者私ども一日本の学問を為ん者と云ふ。但し学問いかゝしたるものゝ事や私ども迄も聞ん事

日本の事尤も細密なる疑問いとしき伊勢の事なり

と聞ゝ彼国川あり名を何と云ふ哉ども地の者ども

志ゝと云ふ名を知るゝ

公方様諸大名方の四位侍と書し書物武鑑の類と

拝見えくつゝ大神宮の像及日本地図等と持ち

地図絵ゝ精細なる物ゝ出来

一彼地より志ゝ所事故詳と大概分る中に

ボテ日干ヨ

一ボテ之ガボツテ丸ヲ丸ヨギ大きり ヨスボテ

ボテリ

一文字ハ阿蘭陀字の如ク加ふ

不時ハ美ゝ四角ハ

いろは或ハ

のみ小四角ハ私絵姿王ハ絵師

て出来

就ハ玉極精細なり日本服の

就物髪ハ

一弓槍剣術等ハ

四角ハ日本ハ

ボテ日干ヨ

一ボテ之ガボツテ丸ヲ丸ヨギ大きり ヨスボテ

ボテリ

一文字ハ阿蘭陀字の如ク加ふ

不時ハ美ゝ四角ハ彼地一の二星氏方ハ

いろは或ハ

のみ小四角ハ私絵姿王ハ絵師

て出来

就ハ玉極精細なり日本服の

就物髪ハ

一弓槍剣術等ハ

四角ハ日本ハ

國のことば義しく又は本の品をたがへこの二條の外
・妙重いとしく
一國法は斬罪なれども罪人の鼻をそぎ重罪なれば
きりし親殺し主殺しまた一命は佛事重しとやり重
とをもてなせども出家極悪きまた殺されしものを
事のごとく少者は又是軽きかたくなるべしヤンを施シ
梅ヤく罪人の赤ごふ者は親ある夫間はヤンギリ
ツミまてなやるものなるべしヤ
一切支丹宗門有ること事法に者を重罪科既れを
至國法大きなる御國なり条に不ずや

一彼地ひとりを行事と寺ひとりいさしやい婚姻をとまた
寺ひとり取られし婚茶と婚茶と双方寺門に去結
ひとり出家去方へまいり除婚ヤ去結ひの方三度
約束被一其後寺に入ること三度さいと又婚氏に至ること二の
方婚ヤ被れども三度ヤて許しヤい三度目ヤ
・佛前ことに前罪織協被させ後要らヒヤい成
後を決しくひ家事ヤ
一代男ことヤくるの人弟ヤ第寺門ひく後妃と約り
事ヤ
・出家行跡甚ヤ豆欲法遊興ものと事とくしく無但

ロヤウ セウシ 何しか 朝誤敷し

大僧正三テスコ大僧正名 持戒精進 形儀も

勝れ事ハ少く 暫 暫時 白幸 七十九歳 ゆゑ 四ツ有 菊

菊ものみ食といふ 所也

一手長足長 常陸の国 多ど 此郡 一目国 十人国 名 四ツ有

一目国 モスリノ 西南 多 行 ら 里イ 十五 ト 国 ツ 名 四ツ有 人

クワ 通国 多り 衣服 好 尚 大抵 ヨロシヤ 表 表 暖 多

アル 此 多 未 と 生 有 いふ 小人 高 名 人 長 小さく して 性 性 候

稽 おとり 多人 を いあ 国 厚 波 武 を 尚 力 ら 盛

と 事 と を 迎 年 を 風 俗 ら 多 及

一都の芝居 世 有の 解の 月 粗 云 と 中 ら い の ら の ら く

きまり ら ら 此 を 言 ら ら ら ら ら く ら ら 常 民 ら く 四 有

尤男 おとり 也 ら 芝居 を 男 ら て 女 方 と 中 ら の 四

有

一彼地の ら の 生 食 を る 茶 の 多 角 一 形 教 を 学 と ら る

七十二日 て 丹 目 聰 明 歯 を 強 して 牛 肉 を 好 み 中 い 者

四 有 尤 長 合 多 ノ を 田 夫 下 四 有 武 器 方 を 婦 と 四 有

一醫 療 内 科 外 科 と ら 四 有 病 家 を 望 川 を 施 薬 所 を

戸 陪 き 上 り 立 テ 多 い 療 治 所 四 有 ら 生 を 時 薬 まく 造

留 ハ ノ の 部 屋 四 有 て 人 多 ど も 附 所 中 い 煎 薬 ら ん ど て

ら れ い 故 制 度 者 ハ 去 れ 方 ト 別 料 を ら く 切 方 ら ら と を 稼

・産婦出血多き時は産婦の髪を焼みて
・行方不知疫病流行の時は病人の髪を焼
・瘡疥癬の時は病人の髪を引抜て生骨を
・瘡疥癬の時は病人の髪を引抜て生骨を
・瘡疥癬の時は病人の髪を引抜て生骨を

口傳體しるくを津
誤よるべからんりまた

一彼地の一両中方の小判とり扱ひ重し銀を主備ふ
かるべき土錢一貫文金一両と定り中に銭を以て
故一貫目拾匁しかり小銭にて彼方にて
かきの一小叶方にて書様多し
一ヲロシヤ皆石をかつて宝といさしに入りアン石の名天子作

とくびに水晶の数ゆて世界に中をんに天子の冠をかとくとく
光曜麗蹄しく面體さらよりかり又異国怪獣の
数かしとる免重忘ふいさしに出義一るく屋敷
一宮殿と義事氏を柱樣るし杉の一かに中に方の数の
ときを横ふ積みに中に光人の家を出義造ふく柱るく
ふまに中の風ふく積とに中動ふく危き林ふくふ大地震
世くく故よふ屋にむかしの地震を年に一二度ふに屋に
又ふ階造るとく飢を以薬を以石を以階ふ敷し不
世屋に商人を家の造方武家に因るふ小屋にさるる
かくへ干ルホルハ武家殿しまて家鋪を外中に炭クワハ

・おちちのみ出る

一米を大身斗多産の事ゆゑ牛乳ゆゑ抜き砂糖を入きやゝ砂糖を地産ゆゑ産出の事西の方インゼヘス一名イギリス方の地より海りゝ山地ゝ製法いろゝ直しゝ

・常人の食を大抵鹿或を牛のみゆゑ内を擇ふ代へ蓋ぶ人形をさゆふいろゝゝゝ又塩多巾え米をいま雑を意中に其人の食ものゝ雑ゝ中方の産物と同しゝ事ゝ

一彼地の市を石炭諸品の米穀運漕仕ゝめく新食料の牛を四方より引おとゝゝ一人り百匹ゝ

一馬蒲を系ゆ産ゝ

一兼馬を ヲロシヤより西北ヲキリツコ 島国也より交易いろゝゝ

・キ一匹馬ゆく鬣を結び尾を切り五寸斗残し馬の四法ゆどと四産ゝ車ゆく有ゝヲケリツコ国ゆく伶例ゆる玉ゆゆく細工ゆゝとゆゆゆゝして打糸仕ゝ玉眼鏡ゆゝとゆ国ゆゝり持ゝ

一国産牛馬八生イ立之羊九をきり玉をとり塩を体先ゝめ先いろゝしゝゆゆバ長逢多き行ゝゝとさゝゝよゝゝ

・ぜ食料の獣と皆羊九を切りゝゝゝめ此ゝろゝしゝゆゆば殺し

・ゆきゝゝゝて高多米ゆ子ゝ中東ゆゝ産ゝ又食料ノ獣ゝ夏

・を穴を切て氷を埋免其中ゝ獣を入る動ゝゝゝ完ゝゝく

・廣故の仕

一ウレリレリと申獣四足に長五尺斗背に瘤あり・駝也是もと
しく在とゆく事あるまゝ道中に大
とと国もの人で直に伏仆臥反側——身を悩死に成と
・顔に四角なる甲をしかくウレリレリとつゝんだ皆大成
ちらしたい

一カミサスガ大の上品なるこの價五十金ソリに成十俵の也
五匹にて換き馬と名るの心拾にかのまぐれも是
四足に氷のこゝ迄ものぶかく挽ものと成
一キンと四足に取極美鍵尾結く成を廣大に数に成ぶ

上品なる四足
一ムクシ大子スミのぬきまり牡こと牝四足に牝にて
一中ぶ市金武安にて成と成ものく中に途中にて空家に
ものを成中

一鷲鳴鷹鷲白色小なるの類色〻家中にあり
・孔雀多し富家にて飼し高ひ子に一番に金一
ぶぶ〻ひろりソンモ有る
一虎毛の皮に熊多し是甲に成に配とされた馬牧所に
・象四足に白熊皮を葛に使に四足の肉を食ふ事不可
一海中に時蔵と言と掛に大を捨と使がとく生立ひ

みやし

一狐物ゝ皮みゝ皮ゝ ラッコ狐ソウホリ（イヌキニ類ス） 此類ハ品多
りソウフリハ約ゝ 俗ニナ五重 三十重いゝ毛皆るを戸
所ゝ多ゝ衣類の裏ゝ仕ん

一ハ魚 鮒 鯉 鯽 鯛のゝ皮ゝ 此方の産と因物ゝ皮ゝ
重奥ゝ 鮒雑ゝり 海ゝり 鯖ゝ 春ゝ四ゝ皮ゝ

一アラり 亀ゝ 鼈ゝ 此ゝ一ゝ 蒙 既せず 内こゝ とゝ食料
ゝと 方仕ん

一杉ゝゝ皮ゝ 杉多く 松ゝ梅ゝ くゝ 葡萄 石井
ゝ四ゝ

一蝗 塚ゝ中ハ 多く 築き 上ハ 動く 香 高ゝ 皮ゝ 風呂敷
ゝ 皮ゝ 香ゝ 作りハ

一猪 鹿 干物ゝ 生物ゝ ゝ 男 鹿 国ゝ 産ゝ ゝや
一醤油 ゝ 塩ゝ 少ゝり 出ハ イルカウ ゝ ゝ 朝鮮 ゝ ゝや
の間の四人 ゝれ ゝり 吹 ゝ 蒸 ゝ 解ハ
ゝ ゝ ゝ

一葡萄酒 梅酒 ゝ皮ゝ 味 ゝ 苦ゝ
一 菓 多 ゝ ゝ 芋 茶 ゝ 唐 ゝ 甘 ゝ ゝ 皮ゝ 老人 皮
ゝ ゝ ゝ

と兼多くは元象を補ひて大身のその或を讀書し
ゝ為多と金子おいゝしゝ
一ゝ淀し沖牛膏の具象を差ゝ大抵を塡帽を用ゝ
一四弦の琴ら四度五弦ぬ弦り三弦を口弦ゝ皇子ゝ
ゝ琴ゝ琴ゝ琴ゝ琴ゝ琴ゝ琴ゝ琴ゝ琴ゝ琴ゝ琴ゝ
以上

乙卯五月二十六日蒙
命而記事太夫口語筆不給言所獲十一又刑與　御覽記
複也總存五十一則〻以類條又有諸臣記彼此參襍完
其壁焉嗚呼幸也跋涉萬里辛艱乎十二年只有一
帰臣等何把弄紙墨從容殿陛可不省其所以乎我錄成藏
上其翊也

川口　長孺頓首拜書

北槎異聞

癸丑九月十八日於吹上御亭亜魯齊亜國より送来る所の漂人達大夫船頭磯吉等三人御内覧のことあり亀井駿河守小姓河内守御小納戸頭兼桂川甫周法眼同端と共に彼国の形勢山川風俗由来を訪問ける白河少将源定信朝臣在職の専ら亜使来歌の事を沙汰ありしかば出座ありて他の側衆（壱岐掃部頭）三人及び近臣数輩目付を加へられ中川勘三郎及何某五人のみ参りて加多紀永寿院法印之應も参りて主席候

せらるる世俗の言中参政の職管に公務繁きに天皇の夜元惠法師休退
望まるる事屋刹に行はるるに
の職行るる元 漢官章に天章一の大器を拾ふことを得さるべく
ふれさるに松前藩の説話と参元記して遺忘の
の備とを法京都く画く所の幸太夫と真岡及隨身の具を
図せしとを以て附し一本に書かきく所の説をも誌し
附く猶地の國端法眼に問く天遺を補續なし事
法は温室の樹に関係り二毛を冊子に筆記を以て
ものを多く これ實に絶域の奇譚なしく事の異
樂聞るに卿これを周大夫に乾淳歳時記王士禎の皇
華紀聞に比して観む人希くを天階とせめさらむこと

天月世有四日筆廠野史漢官志
一章太夫等初め漂泊せし地をアミシーツカと云所に居る
と四年あり此所をアロシヤの邊陸に帰國の祈達を
ることを請す此地の婦女を腮の為邊に牙角二を植く飾とた
皇帝の中へ穴を通し牙に造る父子を貫きく四く
飾とを天穴幼少の時より穿ち玉く茅に牙を又牙角をも
被はくく穴をかりみゆとい国端のちつこの番云
○アミシイツカハ人皆穴居を衣服を皆鳥の毛皮なりこれ
猟虎を捕る地なり猟虎皮をミる本國へ貢納を四年の
内に皮七子餘牧を捕ふりと一年に三度と本國より

・夷人往来を人畜牛乳をもって食とす 章太夫筆

・こを保して生活する女の業なり 木挽をとる牛の乳を
もって生活して食とし 松前武度の説 紙一枚書写す 下写 此所
なる蝦夷人を居るを見てうとし 日上

一ヤコフツカと云所は長き候なり 夜明 日入く 夜と昼は
なして書のごとく 日短き候なり 書夜を明る夜るきを
凡三ヶ月なりと云 松前侯人の説 一説四月なりと云
一女帝六十四歳なり 目見への礼 左の膝を立て左右の手掌
を重ね頭を下へ 出つ女王学の立へるを出するを三度
合ひ紙を退しを礼とす 初出る時女王の右左男女官
人数を列備す 夷殿荘なり 怪く出る多く 此言ふ
四老中と云 役人多を所なりて女王の前へ連きまいりて礼
を遂しめるなりと 又童を夫を常年四十二家なり
一人家の制 高掛なり 五重六重なり 木をくみ畳み 磚石
銅亜をとく造宋す 庭地の飾を細てなり 水を蓄
・假山を築き 竹木花樹を植 第三重小多くハ 最上重の
所なと設く 四方の窓櫺 ハ玻璃の版なり 近頃女王の
好みなく 玻璃石平ふて造まる 横なり 温を三重舎
みなくなるなり 在 在を此方の屋 砌小用雪
・青き玉州産の 此方の屋

○庖厨業は皆板下にあり中間玻璃版にて隔て
来の如くなる板にて囲間の所も有同上

一玉堂と同制なりさして豪麗にもあらず只大夫みゆるべくゝ門といふものなり

一官人皆三輪の車に馬を駕しく乗る大名といへどきりの六匹の馬をかくやゝに取かく旗本といへ位きものゝ四馬をかくとそのゝ幸太夫と四老中の目をかけらるゝ人六駕の車に陪乗せしと聞るる妹のお駿行あるものなりといふ

○堂墩野史桜園小此三條今の西洋より来る畫の畫遊の図論少四人こもりしてみもに彼画図を実

景戎摸せるなる且屋室構居の制玉士禎の池北偶談に載る廣東の香山墨の番館とかなり

○此老中といふるなるアメムク車なる歟彼の武言に此事をアメムク軌字にてありアメムクを十二階にあるる官なり官階の制二十五等ありと云るつく見るアメムラツクシ三今度送来の役にあるるべく父の名をとて姓のてゝに上に附き自分の名伐連呼をと松前武廣の説

一刑罰の事多くゝ極罪の者にて死刑あるるし重科のその罪の多膳と截去りて舌の目の下類の上へ大きなる

劉を是死刑に當る法の罰罪なり一生分の罪科を斬首に
〻〻皆背を鞭打るなり官人と平人との差別あり
鞭の数を科犯の大小にしたがへり
一宗門〻事多く勘免に遇多事あり一生教法といか
なるを知らずして但し人家に此方の持佛堂のごときの
ごとき五〻中央に須弥壇たゝきとの左〻一生上に粉飾書
物を積重く朝夕これを拜を向に画像を多く掛る佛
像のごときとあり又法の像のごとき一生数多し
人を礫にかけ多る像を必有り一生持佛堂の莊飾もまた金
銀をもみがき

一主殊の前に大鐘一口あり望るに山のごとし苔を屬あり て掛
ときく今を北上にあり此方の四貫七百目をもて一貫と
七百五百貫目ありとい又地一座筒の内を人立〻往来
玉一し大石橋とあるしら今を廢頽して木を以代へ造る
とい

○大鐘大地の事職方外記に載多に符合を石橋のる
ときは外記及番書にゆと田瑞法眼説大地に人横に臥して
手を立く上へ届く程の筒中の大さありと古あまた
筒中の経り四尺位とあるんら今を尼寺の門前にあり
とい 国語説

一寒氣しばしば風多く雪を降し三寸餘を積るを大雪と
す寒凍はあひしらい鼻耳又は手足指を凍瘡をなして凍脱を
さまたをなすを牛乳にて子内桂等の末を塗るをよしとす
へゝ狐の皮にて面帽をこしらへ日許出るやうにして往来を然
らされて鼻耳凍脱をを

一亜魯齊亜國境界廣邈なりとゝ北土寒地にして人物にて
る〻水田は絶てなくなゝ稍米産すれ畠地のみにて大小
麥及粟稗蕎豆の類のみ菽の類を多く産せん来及
砂糖の屬みな エンゲツコリがきゝ
一夷者と多し書籍ともに エンゲツコリなる

一ちゝ〻ゝ諸品物精良のものは エンゲツコリなる皮革のたゝを
比方より生皮をもつて エンゲツコリにて制度せしむるもあり
ちゝ〻ゝ羅紗絨猩絨の類は彼地なる エンゲツコリは天下
の匠作精工の處なりと

○エンゲツコリは島國にして大日本程の広なりと松前
諸士の傳記

○欧羅巴の内にして日本北の島國なり是所謂イン
ギリスなる〻 北方にても諸物精微のものとイギリス製
と稱す北山代助説國語説同

一國境のうち少きなるし僅に廣き国と大山二つ

・とゝ

一獣数ゝあるゝその名し野猪ゝ比方の亂狼ゆゑのすのあり兎を
亂の大さるゝ所矮雞を雀の大さるゝあり小野猪を二
頭を幸太夫も袁亀ゝ撃ゝあんと思ひしゝ水土ゝ合せぞ
ゝゝ生活をまゝとゝゝをりて持参らをと

一法をゝる変をとゝく造る性法の製るゝ辛味ゝ焉ゝと

一ウニコフルを獣角ゝあゝオロシヤの北境ゝゝ諸地位の科
ゝ用る茅ゝ用ゝをゝ

蕃書の説をウニコフルハ魚背ゝあゝとゝゝ
説ゝゝれハ獣角ゝあゝとゝゝ

・壽法印口説

一玻璃版を制ゝをるの法石の粉硝白礬筆をゝゝ隙ゝをる
を三月許陳ゝ竹の筒をとゝゝ吹ゝ筒丸のゝくゝを一人ゝゝ
息微ゝあゝゝ二人三人ゝて吹ゝゝゝふをを長く筒丸のゝくゝゝ吹
ゝゝ壺を水ゝかきゝゝ筆のゝゝをゝゝ先ゝ付ゝ筋ゝ動ゝ
忽ち裂開をゝことゝゝ法ゝゝゝゝゝゝゝゝ動て相陶宝のゝくゝゝ
ゝゝゝ塗乾の竈をゝゝゝゝ鋼の板を付下のをを掩ゝ右
の半開の玻璃筒をゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゆゑく截切さと

一 坂瑞と怪金さるゆゑ已上の諸品赤絹の屑手を入る彼幸
太夫の説ところ〻ハ織屋をかゝとしゝと永寿院法印
中ゝ殺さまし〻 細織物をゆゑ今の西洋より
来れるフラソコといふ碧色の料 版ものや 漢官附死

一 列中の問ふ武を白ゆ少将ともゝ
其方彼国ふ少〻〻居る恩を得ん者史彼国の位顕
員 ㊞ ハや
答 員仕べく拙者ゝ恩を義忘却仕ハ〻ゝ員
員と中位ハ者ゝ名出拙ゆ

一 又問
一 方彼国ゝ〻日を知ゆ中ハ〻ゝ 〻所ゆたづ拙ん
答 生国ゝ義ハ泰市拙者ゝ真上教之者と立ゝ一向ふ功因
ハ教ゝ
一 紫ゝ幸ゝ夫生国の勢州亀山頭ゝ者也尚州船頭ゝ
左人同国白子白子屋清左衛門と中者ゝ〻江戸ゝ仕勤
門屋出店生ゝ先年毋妻ふ元ゝ病死者立ゝ兄と同
主人清右衛門方ゝ暮立四五年訳江戸店病死者ゝ仕ゝ
ゆゑと拙ゝ九月下旬亀山頭ゝ石川主殿頭ゝ屋敷
者 ゆゑゆゑ中出 船頭幸太夫 勢州 ゆゑ

余所生し小幸太夫なる所ヶ可ヤ上陸ヶ原陸ヶ上ル侍ル

正永寿院法令ヶの陸界を辿れ丶を描く記を志ク

寛政癸丑十月初二章記

吉漢官

補遺三條

今度蛮使送聘と書状始末ハ松前奉行原武廣（松前州主）

（志ヶ守金業）自記せられ丶ものゆゑ玉地の坪猶漢官ハ刑部

と唐丶人ハ如きもの志ありきと丶彼邦と使ありし一二の

傳聞ヶ記せるあるべし二條ハ松前州士久右衛門ヶ話

せる載せ

一日方ヶてムスコヘヤ草と稱せオロシヤ製の色革を蛮語セフトい

ふ獣と丶中華の山羊ヶりと野羊の皮ヶりと國語の説

一ムスコワハ三代以前まゝの田地の名ヶ今より三代ヶ以前

の都ホテルベルヒに遷せ

一蛮使伯来のもの〻免乾草一莖を人ふかしてさりれも求む
・蛇毒人名して物色せむ多く採得て蛮使ふかつ
蛮人等大きに恢ひ常食の料にを食毒を解し
寒を防くとゝ〻兎草柳葉ふ似て稍固根ふ玉ひ松
・治人も兎食せしも其葉甚しき北方の人居む者多
し兎草蛇毒にてキトニルと〻松葉ニヨアイバカヽト称を松
葉にて毒根茎を浴湯ふ入るく脚条諸痛を治せと
〻

蒙古ふ乾草元西域北方常食とする所の阿魏を
・る一し即伊俚五辛中の興渠ごとき本草所説

・阿魏ふ草木の二種ありも乾竹の魏なるへしとく
永寿院法師ふ法華薬箧中より所得乃
阿魏一塊を捜ひて与せる柳葉のもの竹葉三枚
つきたるあり乾枯詳ふ辨せ〻花恐くは彼猛
・るつきを漢官とつく書を松子老固 源度長ふ贈り
〻アイバカヽの根苗を求む度長ととり嘗味なる
の士なるふ日ひふをして至得来ふむを待く考確
を度し

・北槎略聞 完 補遺終 癸丑十月 初二日 草説

東砂葛記

按ルニ蝦夷ノ屬島クナジリヨリ直路吾里法ニテ二百五十里許（是蒲里数及町間尺ヲ云ノ者皆吾法ニ化シテコレヲ記ス）當テカムサスカ伝國アリ吾邦ノ人奥蝦夷伝モノ是ナリ欧羅巴大洲ノ中魯西亞伝国（一ニモスコヒヤト云）吾天文ノ末年ヨリ其屬国漸ク廣大ニナリ特ニ東ノ方遠ク亞細亞大洲ニ及フ即アラビヤ ハルシヤ 大モラル（即印度ノ中国）支那満州等ノ北方ヲ悉ク経テ蝦夷ノ北東ニ至マテ亞細亞ノ地ヲ尽シ乃蝦夷ヨリ東過ルヿカムサスカ及其島ニ至ル（其国東西ニ長キヿ凡百七十度ニ及フ統世界無双ノ大国ナリ）此亞細亞北方ノ地ヲ統テシベリイト号ス是ハ元魯西亞ニ近キ亞細亞中ノ地名ナルヲ以テ此大地ノ統名トシタルナリ然ニ此カムサスカ国

ノ国圖並ニ山川等ノ紀事詳ナルモノ未ニ見ズ是冊子ハ和蘭
地理ヲ記セル一二ノ書中ヨリ抜錄シテコレヲ訳記シ座右ニ置テ他日
ノ校補ニ供ル草稿ニ備ヘモノナリ

寛政巳酉春二月　　蘭化識

東砂蔔ハ泰西ノ大国魯西亜ノ属国ナリ彼東方シベリイノ東邊ニイ
ルクツカ伝大地ニ属セル国ノ一ツナリ
此国イルクツカノ東邊ノ地ヨリ南西ヘ長クサシ出テ其北方イルクツカニ
接スル処五十九度半ナリ其疆ノ地狹クシテ中ニ山アリ一ツノ山ヨリ晴
日ニハ東西ニ海ヲ見ルナリ（国ニ係テユレヲ量ルニ其幅六十里許ナリ）又東西ニ川アリ東ハア
ナボ伝カムサスカ海ニ入ル西ハピユスタヤ伝ペンスキンスカ伝地ノ港ニ入ル
此國長サ二百四十里（国ニ係テユレヲ量ルニ東西ノ間キ処百四十里余ナリ）其南ノ崎ヲククリルスカ
ヤロパトカト名ク巳北五十一度半ニ當ル帝都ペテルスブルグト相距ル
ヲ百二十七度ナリ
此国中ニカムサスカト伝大河アリ其源巳北五十四度ノ辺ヨリ北流
シテ五十六度半ニテ東海ニ入ルナリ此河ノ名ヲ以テ国ノ名トスルナル
ベシ
此余アワカポルスカヤレカテギル伝大河アリ
山ハ国中一道ニ連接スルカ如シ山中荒蕪ニシテ石多シ三ノ火山アリ
中昔ヨリ常ニ烟立テ止ミス時ニ焔ヲ発シ灰ヲ降ラスナリ其火山
一ハアワシンスケイ伝アワツカ河ノ傍ニアリ其次ハトルバシンスケイ

・広ハサスカ河トトルハシキ川トノ間ニアル其三ハカムサスカ山ナリ是国
・中第一ノ高山ナリ晴天ニハオフヘルホルトカムサスカト相距ル十六十里
ナリ地ヨリ見ユルナリ此山脚周リ八十三里半許ナリ毎年二三度
灰ヲフラスナリ甚キ時ハ山脚周地ニ二尺余厚サヲ積ルナリ元文二
丁巳ノ秋煙ヲ発スル甚シク砂石火ノ如ク焼タルモノ又諸色ノ硝
子塊ヲ多ク降リタリ
温泉多シケレ共川ノ辺ニアルモノ其山脚海ニ傍フ処ノ洞ヨリ出ツ
一ツノ温水流ルヽ三十一町余ニシテ海ニ入ル処ニ深サ五尺許川口ノ
濶サ四間余其水常ニ夏時ノ熱サナリ此所ヨリ十五町ヲ去テ又延
アリ其内ニ二ツノ熱泉アリ一ハ六間許リ一ハ四間許リノ直径アル

モノナリ其沸涌スル音囂々曹々若人大ニ號レハ忽蒸氣高ク上リテ
地油也吾邦人ハ水油ト云
八九間相隔テ立モノ相見ルヽナシ其時水面ニ黑キ沸沫アリ岩ニ指ニ
粘着スレハ洗去ルニ甚難タシ
地震洪波数々アリ炊山ノ邊地震殊ニ甚シ
冬候久リシテ八箇月ノ間ナリ其間南方ノ地ハ雪フル或一丈餘モ
積ル然ルニ北ニヨルホド雪ハ少シ
夏候ハ短シ故ニ穀少クシテ或ハ無キ処モアリ但子テルホルトカムサス
カ而已ハ毎年種々ノ田園ヲ作リテ分ニ應シテ諸ノ穀ヲ収ルナリ
電雷ハ甚稀ナリ且遠クシテ彷彿ナルモノナリ但風雨ハ多シテ強シ
鐵ト鹽ト産スル処ナシ故ニ常ニ得難ク其價甚貴シ只諸獣皮ト魚類

・ハ多ク産スルナリコレニ依テ福有ル人ハコレヲ以テ他ノ鉄鹽ト交易シテ貯ヘ置ナリ

・国人ヲカムサカテルスト云（和蘭呼ナリ）是数百年前蒙古国ヨリ其人家ヲ置タリ彼人アムルに川（支那ニテ黑龍江ト呼モノナリ）ヨリ渡リテ処々ニ住居ヲ構ヘテ散在スルナリ此人短身灰色黑髮平面尖鼻深目淡眉ニシテ小腹満テ手脚便タリ但海濱ニ住ム人ハ長身闊肩ナリ

其衣ハ諸獸皮ヲ以テスコレヲ接ヒ縫テ用ル

其食ハ甚汚雜ナリ上下共ニ大テ多ク飼フ飲食毎ニコレト共ニシテコレヲ一器ニ盛リ聚リ食フ亦更ニコレヲ清調スルヿナシ其住屋ハ地ヲ穿テ入ルヿ四五尺其上ニ四柱ヲ立テ一重ノ床アリテ斜ニ陸ヲ

ナシテコレヨリ出入ス上ニ屋壁ヲ設ク床ニ方孔ヲ作テ烟ヲ出シ去ル処トス窓及戸口ヲ堅クス

其家器鉢皿等皆ベルケンホウト云（和蘭呼）木ヲ燒石或鯨等ノ骨ニテコレヲ穿チ四メテ用ユ時ニ魯西亞ノ人ニ此ニ来ルモノニ供スルニモコレヲ用其銅鉄等ノ器ヲ用ルヲ見ズ

・其産業ハ專ラ漁ト獵トノミナリ

犬ヲ多ク養テ牛馬ノ如クコレヲ使フ雪中ニ氷上ヲ舟ニテ行クニコレヲ用テ牽カシムルナリ

・妻ヲ娶ルヿ二人或三人且数々コレヲ更ルナリ

・子ヲ産テ若シ孕ナルキハ一ハコレヲ殺スナリ

・神ニ事ルヿ有レモ甚惇カラスト雖ヲ殺シテコレヲ供スル耳ニシテ
・其余ノ祭祀等ヲナスヿナシ邪神ナルモノ有コレヲハ却テ常ニ甚恐
懼スルナリ
凡諸ノ約ヲナスニ種々ノ事ヲ設ケテ盟ヲ立ルナリ且死後其魂
氣ニ更ニ苦樂ヲ受ルヿヲ深ク信スルナリ
・人死スル時ハ其家ノ外ニ曳テ出シ犬ヲシテ食ハシム
按スルニ已上ノ説ハ往昔ノ風俗ヲ記ス者多キナリ次ニ記スル所ヲハ
知ベシ
昔時此国ノ人常ニ徒ラニ処ルヿヲ甚幸トシ事ヲ勤ルヿヲ念ハス
故ニ荒無ニ居ルヿヲ安シタリキ然ルニ寛保元辛酉ノ歳魯西亜ノケ
イセリン（女帝ト云カ如シ）エリサベトナル者其教法ヲ送リテコレヲ訓道シテ
ヨリ委ク帰依尊信シテ諸ノ礼義アルヿヲモ知ルヿヲ得タリ
此国中ニクリレルスト云人衆アリ即南ノ出崎及南ノ諸島ニ住ム
モノヲ云大抵カムサスカデルスニ似タリト云ヘ共此地ノ人ハ終身ニ毛
・アリ男ハ唇ノ正中ニ懸シ女ハ綱テ黒キ懸ヲス男女共ニ銀環ヲ耳ニ
・懸ル臂肘ニ花紋ヲ懸ニス衣服家屋カムサカデルスニ似タリ然行
状彼カ如クニ汚穢ナラズ魚ハ少ク食シテ海獣ヲ多ク食ス妻ヲ多ク
具ス其妻ヲ懲スヿ甚厳ナリ
・神像ヲ造テコレヲ尊信ススパンデルスト云木ヲ以テ作ルナリ名ケテ
・イゴヲレト云獣ヲ調シテコレニ供ヘ其皮及家獣ノ皮ヲ其神像ニ

被ラシムルナリ

人死スル片ハ冬ハ雪中ニ埋メ夏ハ地ニ埋メ其残刻ナルヿカムサスカニ等シ此土俗前時ヨリ少ク礼ヲ知リ人和モアリテ相親ミ稍厳格ナル所モアリテ義ヲ知ルニ近シカムサカデルスノ前時ノ俗ヨリハ宜シトス前百三四十年魯西亜ノテヲドワト氏人カムサツカニ漂着シテ僅ニ巡撿シタルヿアリ即其国ノ周圍ヲ廻リ見タリ其ヨリ後ハ誰アリテ此地ノ事ヲ魯西亜ニ通知セシムル者ナシ然ルニコサツカ　ノ人アトラメワ氏者此地ノ要処ヲ見タルヿタシ即元禄十一戊寅ノ歳彼一黨ノ人ト共ニ出テユカゲリコレケリスニ至リヤクツケ邉ノ諸人ヲ服従セシメテ同十三庚辰ノ歳七月ニ還ル乃其貢物サベルス皮　三千二百　ベヘルス　十七

腊朕獣四狐皮ノ灰色ナルモノ十黄赤ナルモノ九十一ヲ以テス又サベルスノ皮四百四十自己ノ得ル所トス

正徳四甲午ノ歳コスモスメロフ氏者ヲシテ此邉ヲ巡見セシム其時東砂嘉ノ周圍ノ諸島ヲ魯西亜ニ服セシム其船路オコツコイノ（イルクツカノ南濱ニアル地ノ名ナリ）小城ヨリ出帆シテペンシニクスノ港ニ入テ東砂嘉ノ北地ニ到ル又オコツコイ海ヨリ往ニ東砂嘉ノ城下ニモ舟ヲ繫ルナリ

享保十五庚戌歳東砂嘉ノ人聚リ起リ魯西亜ニ背ク然トモ幾ホドモナリシテ鎮リテ其後走リ和従シテ以来永ク服従スヘキ盟約ヲナシ人口ニ應シテ毎年サベルスノ皮腊朕獣狐皮等ノ皮ヲ貢セシム

偏島

クリルノ諸島

東砂嘴ノ南ノ崎ヨリ南西ノ日本ノ方ニテ大小連續シタルモノ凡
二十五已上（一日ニ十六）アリ其余ハ詳ニシカタシ東砂嘴ニ近キハ皆魯西
亜ニ偏ス遠キハ別ニ偏ス所アルベシ此諸島ノ内数々地震アリ又
時ニ火ヲ発スル山アリ

或云此諸島東砂嘴ヨリ初トシ魯西亜ノ言ヲ用ユ第一
島第二島ニ次ヲ逐テ名ヲ命シタリ

又云酒泉ヲ出ス島アリ蝦夷人来テヨレヲ汲テ還ルモノアレモ
海上ヲ経ルニ至テ悉ク常ノ水ニ變スルナリ

此諸島ノ人クルルノ人ト互ニ交易ヲナス又日本ノ人モコレニ
加ルナリ

ウツルペ（松平乗ノ人エトロフモノ是ナルヘシ即轉音トリ魯西亜ヲオロシヤト呼ヲ以テ知ルヘシ）
ウルペ

此二島魯西亜ニモ日本ニモ偏セス但交易ヲ通ズル耳ナリブラ
ンドチテルニテ（和蘭ノ名ナリ）布ヲ制シ日本ノ絹木綿鉄器等
ト交易スルナリ

此島ノ東南ニクナシリ（原昏ツリトヨ）蝦夷ニ偏シタル島アリ又ミフ
ヽエ（ヒ）大島アリ日本ト一線ノ海路有テコレヲ偏ツ此島既ニ
日本ニ従ヘリクナシリ人ニコレヲ審ニスルニ此海路ノ隔アル

ヲ云ヘリ

按ルニ西洋人嘗テ此海路ヲ探シタルアリ未詳

此島南北凡六百里アリ日本人慨虎ト名ク

ベリングス島

東洋ニアリ東砂葛川ニ當ル相隔ルヿ六十里許

寛保元辛酉歳魯西亜ノ海船ノカピタンベリングト云者始テコレヲ見出シタルナリ長サ四十五里半余横ハ五里半余狭キ処ハ二里又ハ三十町許アル処モアリ

島ノ中一條ノ石山アリ地震甚タシ其高山ニ登リ見ルニ小島五六其邊ニアリ又其北隅ヨリ晴天ニ眺望スルニ四里許モ隔テ高山ニ雪アルヲ見ル是乃亜墨利加ノ北洲ナリ

チオメデス島

以北六十七度ニアリシベリイノ北東ニ出ル処ノ邊ニ在リ

サントラウレンス島

チオメデスヨリモ高北隅ニ出ル処ニアリツクコツコイ又シケラギンスコイノヲスモ名ク（国中ニハフカラツキト記シタリ）享保十二丁未歳ベリング（上ニ出ル人名）此島ニ来リ見ル土人有ルヿヲ見ズ此カピタン此邊ノ諸島及北亜墨利加ノ地ヲ巡見シテ以北六十余度ノ地ニ到レリ又此後カピタンチキリコウナル者北亜墨利加ノ此邊ニ近キ処六十五度ニ至ルニテヲ見ハカシタリ

アルクフト

寶暦十三癸未歳魯西亜ノ人　五六人ニテ　コウイナ川ヨリ
大北氷海ニ到リフクシフコイノ出崎七十四度ニ到ルメレヨリ南
ニトリ海峡ヲ経テ亜墨利加ト亜細亜東地ノシヘリイ東
砂嘴トノ相距ルノ彊ヲ點檢シテ北緯六十四度ノ諸島ニ到リ
其地ニ上陸シテ彼土人ト獣皮ヲ交易シテベリングスノ諸島及
此等ノ島々ト交易ノ事ヲ約シ同行ノ人亜墨利加ノ屬島ナリト
思ヘリ左ニハアラズ近レハ此地甚タ亜墨利加ニ近シ即シベリ
イノ東北ノ限ニテ彼大洲ノ海峡ヲ相距ルヿ凡六十里ナリニテ是
前野氏諸書ヨリ採擬ノ譯セシモノナリ　注文本書未書

ヂタメデス島
北緯六十七度ニアリシベリイノ北東ニ出ル處ノ邊ニアル島ナリ
サントラウレンス島
チヲメデスヨリモ高北ノ隅ニ出タル處ニアリフクシフコイ又シケラキン
スコイノフストモ名ク（地圖中ニハフカラフキト記ス）享保十二丁未ノ年ベリングノ上ニ出ル
人ノ名此島ニ来リ見ルニ土人ノアサヲ見ズ此カピタン此邊ノ諸
島及北亜墨利加ノ大地ヲ巡見シテ北緯六十餘度ノ地ニ到レリ
又此後カピタンチキリユウルナル者北亜墨利加ノ此邊ニ近キ処
北緯六十五度ノ地ニ到ニテ分見シタリ
魯西亜本紀ノ撰者

和蘭人ヒリップ著ス和蘭七州ノ一ウトレキト於学校

一千七百四十四年（日本延享元年ニ當ル）刊刻セリ

左ニ書記スル魯西亜来歴ハ和蘭人フランソイスハレンテインガ著ス印度志内粗記セシヲ抜取テ譯ヲ施スト左ノ如シ魯西亜志ト照スヘシ

羅斯亜来歴

莫斯哥 ヒ亜ナリ

一千五百九十六七年 本邦慶長ノ頃ニ三年ニ當ル シヘリヤ國ノ獵夫マルトル皮ルトルトハ鼠ノ北ニシテ稍大ナリ其皮ヲ彼地ニテハ即シ数枚ヲ持来リテ莫ベリントト名ク和蘭ニハーベル又サーベルト云斯哥ヒ亜ノ商人ニ賣リシテ商人其美ナルヲ見テ渠ガ幸帶シテ取来レルモ理ナリト思ヒ夫ヨリ此皮ノ出ル處ヲ探索シケル夫ガ中ニモ好事ノ者アリテ其人ニ伴ヒ自ラシベリヤニ往テ倶ニ獵シケルニ彼獣ヲ殺ク得殊ニ獲易カリシカバ帰リテ其事ヲ大臣ボーリスペテロウイツキユトノウニ達シケリ此ボーリスハカザアル 漢帝ト云 彼ノ婚友 妹婿ノ又ハ妻ノ兄弟ヲ云ニテハ姉妹ノ夫ノトサアルト云事ヲ云ナルヘシナリケルグ程ナリ一千五百九十八年 本邦慶長三年ノ初メ夏ノ頃カサアルテオトール薨シボウリス嗣テカザールノ位ニ即キ先ツシベリヤニ禮ヲ厚クシ恩義ヲ加ヘ且ツ其使者来ル時ハ大ナル賜ヲ与ヘテ帰ラシメナンドセシ程ニシベリヤ王コレニ感シ終ニ心ヲ傾ケテカザールノ臣トナリ又一千六百五年 慶長五年ニカザールボリス薨シ嗣ノカザール立ツ皆東方計畧ノ一ヲ以テ第一ノ勤トシケル夫ヨリ東方ノ地理ニ通シシヤリヤノ東邊ヨリ深林荒野ヨリ開キテ道ヲ通シ地ヲ畧ウテ漸クニシテ西韃ノ地ニ及ベリ此西韃ノ諸国ノ中ニハ支那ニ属セシモアリテ盜賊出戎

ノ微弱ナル類ニナラズバ其地ニ至ルノ後ハ大河ニ沿テ荒野ノ内處々ニ
城郭ヲ構或ハ小邑ヲ建テ拓シテ益々東方ニ向テ張出スニ敢テ遮リ
留ル者ナシ
斯ノ如クニシテ終ニ東海ニ近キ東韃ノ堺ニ至リ東韃ハ現ニ支那ニ
領セル地ナリ莫斯哥未亜人ヲ知ラザルニ幸ニ其境内ニ来ルノミニ非ス
憚リ畏レ所モナク城ヲ築キテ其地ヲ領セントスル形ヲ見セテ大ニ驚
キ心力ヲ盡シテ是ヲ遠ク避ケントゾ謀リケル
然レモ此地固ヨリ荒蕪ニシテ無人ノ境内ナレハ莫斯哥未亜人服セズシ
テヨク韃人ニニ住ム固ヨリ韃ノ地ナリ今我既ニ来テ住メリ是即
我ガ地ニ非ズヤ天然ノ大法斯ノ如シト云テ言語ニモ畏レス威勢
ニモ屈セズ
韃人益々安カラズフニ思ヒ兵ヲ挙テ是ヲ攻ムノ其基趾ヲ毀テ長
ラクルヿ両次ニ至リシカモ莫斯哥未亜人復改メ築クヿ愈堅固ニシテ
攻撃ト雖モ終ニ動カズナリヌ
此時既ニ大事ニ及ヒヌ然レモ互ニ軍ヲ起シテ雌雄ヲ決センニ於テハ双
方共ニ艱難多シ殊ニ莫斯哥未亜人ハ本国ヲ離ルヽヿ千里ニシテ
其道殊ニ容易ナラス（今莫斯哥未亜ノ商人此道ヲ旅行スルニ四ケ月ヲ運ル）故ニ和睦ヲ為メ共ニ無
事ナランヿヲ願ヒケルニ和議大半調ヒケレハ先ツ支那ノ帝都北京ヲ去
ルヿ四百五十里セリンゲ（此レモ莫斯哥未亜ノ領ナルベシ）ト云ヘル邑ヲ撰ヒテ交會ノ
場トシ両国ノ使者ヲシテ此地ニ會合セシメテ其事ヲ成就セントス是ニ

因テ一千六百八十八年（本邦元禄元年 清康熙二十七年）両国各々使者ヲ立ツ

支那ノ使者二人其一人ハ帝ノ叔父ナリ又一人ハ后妃ノ叔父ニシテ（コレ清人ノ辞書ニ見ユル作国舅ナリシ）此二人ニ議政官人数多ク副ヘ且路次ノ散固トシテ従者一万人ト多ク

ノ駿馬駱駝大銃ヲ与フ

亦通詞二人ヲ授ク莫斯哥未亜ヨリ来ル所ノ羅甸ノ書ヲ譯セシメ

シ為メナリ其一人ハペレイラト名ク今一人ハフランツイスケルビルコント云

皆欧羅巴ノ産ナリ（此人支那ニ帰化セシ者歟又欧羅巴諸国ナラ子氏羅甸ヲ以テ雅語トシ通用セリ）支那帝此

二人ノ栄曜ヲ莫斯哥未亜人ニ見セシガ為メナリ第三位ノ議政官トシ

テ両使ニ命シテ常ニ此人ト同卓ニ食シ且何事ヲモ此人ノ旨ニ順テ

決スベシトナリ使者既ニ出立シ西北ニ向ヒ往ク一三百余里ニシテモシ

ゴウストエリエツトトノ堺ニ到ルニ固ラズモ此二国合戦ノ時ニアリケレハ使

者ノ勢ノ強大ナルヲ見テ互ニ敵国ノ援兵ナラントト怪ミ疑ヒ支ヘ止メテ道ヲ

辟カサル程ニ心ナラズ夫ノ怪ケナル荒野ノ中ニ久シク滞留シ漸々ニ資糧

乏シクナリケレバ是非ナク北京ヲ指シテ帰リ會合ノ期ヲ延シ一千六百八十

九年（康熙二十八年）ニ約シケリ交會ノ地甚遠キ故ニ支那ノ患ヲナスナリト

テ人々相議シ改メテ千プチョウト云ヘル處ニ定ム此地莫斯哥未亜ノ

人ノ城邑ニシテ北緯五十一度四十一分北京ヲ離ルコト三百里ナリ支

那ノ使者一千六百八十九年（本邦元禄二年 清康熙二十八年）転月十四日（夏至前七日目ニアリ）北

京ヲ発シ林月三十一日（転月十四日ヨリ四十四日目ニ当ル）爰ニ着ス

然ニ會合ノ席ニ臨テ両国ノ使者各不遜ニシテ盟主タラントヲ争

ヒ支那ノ使者殊ニ傲慢ナリケル程ニ其議調ワズシテ各空シク其使者請テ曰ク願クバ萬事ヲ我等ニ任セタマヒ左アラバ彼ヲシテ再ビ和ヲ求メシムルノミナラズ渠ガ心ヲ動カシテ事ノ成就ヲ願ハシナント云ヒテ別シテサーサン公ニ對ヒテ請ヒケレハ両使許シテ是レニ委チケリ

是ニ因リテケルヒルロン莫斯哥未亜ノ陣ニ往キ数日此リ居テ様々演説シ通商ノ利益ヲ言ヒテ動カシケレバ莫斯哥未亜ノ人コレニ傾キ秋月三日 秋月三十一日ヨリ三十日目 再ビ事ヲ取行ヒナルベキ限リハ支那ノ方ヲシテ満足セシメケレハ和議終ニ全ク調ヒケリ

和議既ニ成ケレハ堺域ヲ論シ北緯四十八度ニシテ大概北京正北ニアタレバ地ヲ對シテ両国ノ限リトス一説ニハ北緯五十五度ト云ヘリ 此地ノ北緯五十五度ノ内北京ノ北緯四十度ノ内北京ノ北緯三十九度四十五分ヲ減ジ餘リ一十五度三十五分度下ヲ六十八分ニ收メ一分五度ハ餘五八三三寄一度ノ里率三十里ヲ乗シ四百六十七里八分ヲ得ル北京ヨリ此地ニ到ル直経里程ナリ又前ノ北緯四十八度ノ内北京ノ北緯三十九度四十五分ヲ減ジ餘八度一十五分度下ヲ六十分ニ收メ里率ヲ乗シ二百四十七里半ヲ得ル北京ヨリ此地ニ至ル直経里程ナリ道路ノ曲屈ト倶ニ凡三百里モアルベシ然ル道理アレハ前ノ北緯四十八度ノ土地ニ両国ノ境界ヲ建ツセシ成ベシ

此ヶ所ヨリ何ノ通シ難キアラン

此心通シ難シ按ルニ莫斯哥未亜ノ封域ハ北方ヘモ東方ヘモ張出シタルベシ

封域斯ノ如シト云ヘレ東北ノ莫斯哥未亜ノ所有ノ土地ハ遠東北ニ張出タリ

其後秋月十日支那ノ使者チブチョウノ土地ヲ発シ 秋月十日ニ 十日ヨリ三十八日ヲ経ル 北京ニ帰着セシナリ

和議成就シテヨリナザール益々東方ノ諸國ニ交リ通シテヨリ大ニ自由ヲ得タリ其後莫斯哥未亜ノ使者トシテ 康熙三十六年 一千六百九十二年 エフルバルト イ、スフランドイブヲ遣ニ千七百一十九年 康熙五十八年 享保四年 春

月一人ノ武將ヲ遣シ長者ニヨラスニツセン君ガアラハセル地理志等ニヨリ
テ支那往來道路ヲ明ラカニセル精キ地圖ヲ作ラシム又三年毎ニ莫斯
哥未亜人支那ニ交易シタク東方ノ貴貨ヲ積ンテモスコウニ來ルモスコウハ莫斯哥未亜ノ帝都ナリ然レモカサールノ命アリテコレヲ後ハ貨物ヲモスコウニテ
散賣スルヿヲ禁シ直ニペエテルスビユルク新都ノ商賣ノ地ナリニ到ラシム
一千七百二十二年康熙六十一年享保七年ペエテルスビユルクヨリ和蘭ニ告ト知ラ
スル者アリテ曰ク近頃一ツノ大カラハシカラハシハ行群ナリ陸ニカラハシアレハ海ニ大船アルガゴトシ支那
ヨリ莫斯哥未亜ノ使者イスミロフ君ヲ伴ヒ來着セリコレニ因リテ
ランゼ君新タニ命ヲ受ケ先使ニ代ツテ彼ノ都ニ往テ在留セントスト云
リ同月十二日又告テ曰ク支那帝通例ノカラハシ一群以上ヲ許ルサズ
且其支那ヨリ來ルトダリヤ河ニ浮ヒ流レニ隨テアスタラカンニ到ルヿヲ
許サズ前ノ如クダフリヤノ荒野ノ中ヲ歷テシベリヤヲ通ルヘシトナリ
ペエテルスビユルクノ高貴ハ水路支那ノ西辺ヨリ北高ニ流レトルナリノ志アルニ因テ既ニ四
十万リユペル蘭何程ト云ヲ當時在舘ノカピタンモ知ラズリユペルハ莫斯哥未亜ノ銀錢ノ數ナリ和ヲ聚置ケル故ニ此音
信ヲ聞テ甚驚キヌ然レモ今カザール新ニ英武ノ事業ノ起シテ自ラ
高海北高海ヲ云フヲ渡リテ遠往セラルヽノ時ナレハ頓テ伯爾祭亜ニ入テ
アンドルウスヲ來リ進ンテテルベントシヤミ等ノ地ヲ從ヘルヲ後ニ再ヒ
支那ニ使ヲ遣シ便利ヨキ方ニナレ玉ハント頻モシイ思ヒ居リルト云ヘリ
當今ノ大カザールペエトルアレキセウエツチ大志廣度歐羅巴諸王ノ中
ニハ此類ナキ人物ナリ此段ニ告ケ來ルヨリ記シタルハ其註進ノ屆キシ日ナリ

右者和蘭人フランソイス、ハレンテインガ著ハセル印度志ノ初巻ノ中ニ
間々出セイ其書ハ享保九年ニ成就セリ大槻玄澤兄追題
一大槻茂質侯ルニ止白里ハ昔シ曠漠ノ韃靼トノミ称シタル地ナリ
伯多琭帝ノ時ニ至テ阿比河ヨリ以東大韃靼又東方北方ノ
盡頭大東洋ニ至ルマテ悉ク侯呑セリト本国ニ服属セシヨリ總称シ
テ魯西亜トニフノミブチルガ地誌ゼオガラヒーニ詳ナリ桂川氏嘗テ
其譯文アリ魯西亜志トタクルトナリ宜ク侯セ熟見スヘシ
癸亥十月　　通詞志筑忠次郎譯

下原氏ノ如リナレハ魯西亜ノ本国ノ温暖ノ来歴ノヨウニ聞
エルナレヒ本編ノ飜譯スル所ハ慶長三年以来韃靼ノシヘリア
東方ノ地方ヲ侵掠セシ来歴ナリ

文化壬申冬十一月冬至寫完　　洞庵支離子識

加模西葛杜加國風説考序

カムサスカ　ヲロシヤ私考之事

一國名をヲロシヤとゝなふ根元を考るに阿蘭陀書籍の内千七百四十四年（阿蘭陀ハ開闢ヨリ一年二年ヘ加ヘテ年号ヲ記シ千七百四十四年ハ延享二年ニ千七百八十一年ハ今の天明元年ニ）開板のペシケレイ○ヒング○ハン○ルユスラント（此書籍の名ヘルユスラントの中を略して書とゝなす）ヘシケレイとハ証拠とゝなるハンは助字なれ之のなまりなるヘセヲカラアに為西のなまりなるヘ書とゝなるなり）千七百六十九年の和七年開板の此二書の内を考るに（ルシヤ）ヲロシヤとゝなふ國なり始めを知る者の人の耳より伝ヘヲロシヤ少若又為条の対者の理合如如為人の耳より伝ヘヲロシヤとゝ書記をしけ西りそハ別り難（無論者ロ伝ヘ）一名ルユスラインヘ一名ルユス

ランドはその故の名ムシヤハ又モスコビヤ又ムス
カウヤとも云ふ則はるか昔より唱ふるのムスコビヤまた
趣名ラロシヤとも云ふと知るべしシロシヤの古代は歐羅巴堺
内よりもあるべしと思はれたりて今は亜西百七十度分
より西にて大世界の一半を保つ西は歐羅巴の堺中の陸地
を蓋布し東は亜細亜(アシヤ)の堺韃靼(ダルタ)而韃の所はシベリカの地
小海を限りてあるすべて服色ちゃうく北亜墨利加堺カム
サスカ赤狄の地及赤蝦夷より口蝦夷につきたる所を
はかるに真蝦夷カラフトのカサリインの所と一島より一国
と別つ〳〵各代皆と亦街道をひらき河原を通し海船
を達して大貨通を拓ス古来より大きな鄙の地赤蝦夷より
限らす想して大帝使と称れ[illegible]とも仮ふ[illegible]の産物
何れそれ小なりとも[illegible]赤狄の船より移物品をあ
事是をもとめられり

・右はセラカラーとの説

扨赤蝦夷の人よりの名を呼れカムサスカとはいとすして
シロシヤといふ[illegible]シケレイ土産物の名物曰衣服
の制古代よりシロシヤの古俗の服仮利ふすべてく
改めてホウゴドイツの服を用ひホウゴトイツは阿蘭陀の古
之亦の制度と仕毛の風より倣ひて改めるよ文

字ハ積文字ナレキリ〳〵キスとスラ止ヤとニ而の文字と
用ゆ給れとも皆百ハ也而の俗ニ依て彼ニ而と異同有
而之委敷事ハ此のシロシヤ年代の記事ニ出て之を考
合て知るべし

一赤狄の風土記 北夷の人々ハ赤毛ニ而紅毛ニ而のセ
ヲカラーとも考るに此ハ初ハ毛人ニ而成しを韃靼朝
の中モンゴルと云ふ有数百年ニ成カムサスカ人をまく
按るにモンゴル番音ニ而ハモンゴルとひらく蒙古唐
音ニ而ハモンゴルは西の名称と成て唐ニ而
文字ニ而ハ蒙古と書る方角ニ而南の西域ハ

此和ニ記を考へし人をまくとゆふ和名ニ而ハ毛人ニ而
毛人ハ猩ニ人の姿を書スニ中之罪ある男女と考て而
とひらくなるのめく女と思ひまく
アミルとゆふ川ありてモンゴルかカムサスカニ至す
・アミルの川ハ一名サカリイン是ハシベリヤより北夷のみの
大海ニ落る大川之モンゴルよりカムサスカ人ニ至せす而
然モンゴルハシベリヤの内の西之くらく後ニ記す
紅毛千七百十三年我正徳四年の頃カムサカ始てシロシヤ
ニ属ス千七百三十年辛保十五年に又モンゴル新設
所ニ大分の手上貢物を納す人一人毎ニ獣皮一ツと貢ス

一ヤムサスカホ大山有時ニ崩落事ありて其の形くづれて狀し
はれよ大山ありて此頂よりくだれは左右皆海を見る
古代日本ハ交易の物ハ干鳥鮭の乾鮭の新成て し鯨の油おとみ
日本より松樹結米漆の細工物の類ハ日本の物を考ス
右ハセヲヤラーヒの説此説ハ人の物語より聞
全くする事なりとなつて
一人物ひくき方鼻の色黑く高き方髮ハ黑し新の幅
ひろし鼻とがり眼くぼむ眉厚し髭大きくたれる方
多し肩ハ丸く高き方食するよりをそして
洗ふ事なし衣ハ布屋より居て四方家の
まわりを四く掘てゐる日本ハ松を建て上ハ二階あり

外ハ白くぬる二階の上ハ四角窓ありて上窓燈
戸ありて油紙を用てすす皮をかける松しの樹皮を多
新をぬりよりて居の方ハ女ハ歩ス男ハ
派の濕を耳まゝ日本まてハ四ヒ10と云
右はセヲヤラーヒの説

是ハ寒狀の古事の人物の話ハ
物語ハ有ル

一蝦夷のホカラフトのわよりリイシと云地あり日本の九
州の地ほとの有り此地ヒロンヤの本領ハ蝦夷地
の島と云事蝦夷の山地の海上より漁戸の繁多く通

海部郡とりや此辺不人の知らぬし理り今の産山はコロシヤの堺よりサカリインヒとくたはありて海の如しは高口
よりある海部よりを若とも
右セラヤーヒの説此説もそれ見れたタツタンの地の内角
近キ川をカムサスカ　はるを廿丈ばし但高説よ
有入海をそれ見れカムサスカの西濱より近し但利めて
但又サカリインヒカムサスカと云うつおよみて此外書記
もの若可考
一ツナレリ。エスフレフ。ヒユ　ウルツペ此三ツと合せて日本を姫実
云

右セラヤーヒの説クナシリと云ふ姫実は有外ハ考
うて一説の文義こそ多の事の事ろ信ぶみくし
一姫実よりカムサスカ　ヨリ　ヒ　カムサスカ　ヨ近キは
カムサスカ　ヨ属し姫実ヨ近キハ姫実ヨ属ス　右セラヤーヒの説
右ヒ通ル考ル姫実と云ヒ通ルそカラフトの事西ハ
より事ヨ及ひて皆ソロシヤの地之地ヒ　吉安永九
年　長崎の紅毛船の内ヨ地引網ヨ於網影有
ヒ由ヒハ船中の食量之網ハ外の西ヨ有ル者船日
新人ヒヒ獲れハ長崎ヨ於ル事全く
赤秋より四遠ヒ通ヒ見ヒ

社ホロール ラロシヤの記事　一名ムスコヒヤ

一ロシヤ ラランタ文字にて和名ルエッシヤと出記せり

の国ロシヤ 起源人の事は住せてラロシヤと出記せり

一先年は前分は国を保て王弟を稱せるゆえ王城の名称

とムスカウヒヤとして稱せるゆえ歐羅

巴堺のゆえ

ムスコウヒヤの字は西名のはじめつく語勢の助語の意字

アカサタナハマヤラウの言を上の勢まて付て稱せる即ムシ

名之成ハシケレーイ。ハンルエスラントの説セラカラーと英国名

紅毛千五百十四年　永正八年　帝弟を稱せる夫分次第

ゆ強国中興の祖的の英主をヘーラル アレキシ ウイフ

とゆふ人大業を起せり人ゆえ数代ずつ帝称弟の元氣

とゆ人ゆえ別の勢功あり帝弟をなる

学家ハ古の父ヲフェシヤ国物語大帝とゆふ

父之本國 帝之想國 名人

ゆえ弟をあて大寛容あり此の時ヨーロハの強国ず

を貢す紅毛の種族人活伏を貢して陸国のゆえみ

ゆえ去り ゆえ紅毛の種族ハ別ゆえホウゴトイフ

の国名はラロシヤの制ゆはゆえ

享保七年　のゆえホウコトイフ出あゆえハシ

ベンゴローク生國トイチ西ヨリ國ヘトイチ西ロシヤ名尉
八河法書の上ヨリ小ヲ
ロシヤの隣國ヲ中むつまるかちよりスランダ
人の言ひしりあやしむべし
ソロシヤの西民おのペーテルを尊佛神のごく敬慕すと云り
常よ稱してペーテルゴロートと云ふ

年代之事

一ペーテルゴロートの父をアレキシウヒサイレウヒヒサイレ
は去ル寛文十年
○ウウ紀すを元ヲ紀ヨ六百八十三年天和

五年治を信八年ヲ治ヲ
仰必ヲ治ヲ
失人を治ヲ
年享保九年

ペーテルゴロートの父をアレキシウヒサイレ
は去ル寛文十年
○ウウ紀すを元ヲ紀ヨ六百八十三年天和

五年治を信八年ヲ治ヲ
仰必ヲ治ヲ
失人を治ヲ
年享保九年

治ヲ時年十歳千七百廿五
日年ペイテルヨ
歳ヲ年ヲ
年享保九年

三国通覽前編ニ在位四十二年壽五十一トアリ

治ヲ時年十歳千七百廿五
日年ペイテルヨ
歳ヲ年ヲ
年享保九年

よりあつく天下の利を得て通商の盛まる
海の名をヲスト（東）セイル（海）ユスランドの都のムスコウヒヤか
西の方の海べさし記す紅毛の他の事海上記す
ヘーテルヘルケ遺詔遺計を為し後代皆是を以規則とす
そか後紅毛大に振ふ嗣子初遺訓よりて
皇后信ふつくしけ対ヘーテルの德沃盛なり其ハ民皆考
妣を喪するかゝし此女帝ヘーテルとおなじく英物なり其
ハ則諸全を知て民の父ハ登天しかひ其と民の母
世よりとうをいたゝまるを子なれとふ記をて
蒙國版服をとゝ（ヘ）て名はカタリナとふ此西あらやま

ひて貢物を送紅毛かゝ此度使節を西洋帝をケイセル
后をケイセンとふ千七百二十七年享保十一年　崩す
年四十七去信三年十七條の遺制あり初主ヘーテル父の名を
妃とテウエ二代目嗣子七百三十年享保十年　疫を
病て崩す年十六名帝ヘーテルゴロートの姪アンナイーシノ
ウナ嗣て女帝となる父の名イハンアレキシウイツチとふ
ヘーテルゴロートの別腹の兄一女信をつきて服喪の人
のをあり子六百九十三年元禄八年　生れて子七
百四十年元文五年　崩す去信二十五年年四十
六ヶ人妃はビロンを愛てまつしかりしを晩年みくるる

中にて為て悲歎の法会を行はせ給ふ
由なり後子イハンテリイ嗣初生数月なるに
光孔をアンナの　此不未詳よあるべきよし
うらこるゆへ　　　　　　　　　　　　　　
百四十一年寛保元年　十二月五日於下大工諸
動する事あり依て御しるしてエリサベツト嗣エリサベツトと
はヘーテルコロイトの女へ

ペシケレイの書に曰有り記はセラヤラアにて書つく
一千七百六十二年寶暦十二年エリベツト死して女帝
カタハリイナ　テロエ嗣千七百四十四年延享二年七月九
日生る系未詳千七百八十一年天明元年　三十七

即前今の女主へ英明賢良の主なるを姓アレキシユサ
シロシヤ開業の法帝
千六百十四年永正十一年　帝位を称せり六百五十年
天文十九年トホルスカヤ　ヒヒ東方亜細亜の堺内なり　千五百五十
年天文二十一年　カナンを伐滅せり　五百五十四年天
文二十三年アストラカンを伐滅せり　カサンは小さ海の西岸アストランは小さ海の南岸　千五
百四十四年寛永十七年　ルクフコイを伐滅す　ヒヒは亜細亜の境内　千六百八十九年貞享二年
の内チルトシキとゝ処を城を築き唐土の境を固くす
城とは長城の事也　長城とは唐土の北

帝とラロシヤの皇城と使幣を交ハ（チルトレキンスコイは韓・和のうしろのせきれいとの韓翰のかゝ）子七百二年元禄十六年インケルマンントを陥く城を築く（此はラロシヤの西わき南リてエウロハの堺内なり）子七百三年寛永元年

ゝ山わゝ皇城を建けわハ前年よ言わのシュウシヤの西堺ニハ帝刈ペーテルミ城ヤの名をペーテルスヒュルゲ／ヒュルゝは山とゝふ子ハは助字なりけ使ペーテルのゝをペーテルヒエルゲとゝ下へ

子七百十三年正徳四年（ヤムサカを使ふ此刈来狂なり）

千七百二十年享保六年（ヨレイフラントを使ふ此は皇城の堺内なり）

子七百二十一年享保七年　ゝ帰を

ゝ子千七百二十四年享保十年　センスコイ城を築く

唐山と堺を同ゝ交易して大ゝ益利をうるとゝふゝミ

関を築く唐ヤと交易す四年ヤヒタン某ヤムサカ名の

砲ゝ有り此を使す

・此は去ハとロハ敗夷ゝの名の名の四の名ゝ有る也帝

安永九年　ゝ有りしフランダの和語を無用なゝ

ハ敗夷ゝの砲の内を使ひて使ひして砲毎ゝ有りて撃

城郭をつくゝふゝは彩の手

砲人名ゝ清ゝよりてサンタトラロウレンスと称子七百三十年

享保十五年　女帝アンナの時ヤムサカを反し紅毛怪

元分長崎女帝の命令まて唐と日本と互に絶てこれ二国
の強盛虚実をしり是交易なりしかし後由井後まして是
より又女帝アンナの命まて時の宰人ペートルヘルとりとりの
ヘールはたまと云ヘルヒアはこの名なり
忽蘭德(ホランダ)のセイカビタンスパレンベルグとそこの国をしてカム
サスカより南日本の地の方へ此時はオランダ
人セイカビタンまりをくれ物をもつて時
セイカビタンとはセイは海とよりヒタンは將と云事也
・方の書類旗類の多くは和刻とへ得てこれを譯
以奇怪の文勢まて是れは　海岸と書シランダ

おろかなるよりて海の上功者成カビタンと称て要用者よ
つれ行るよ去りて紫色用井まそよりく行人てつ
まり拾る拾まる就まてオランダと云ものと
拾本秋カムサスカより南ヲロシヤ領西の海とのり越て
凡三十回程あり此所の西へあるんとするよ所へさ
あけを以ゆ凡の人を解ようと言れはクルの人西夷す
クルとはカムサスカの南の島の地名こはわは蝦夷近き也
能夷の西夷よりし
過夷よりて夫より[illegible]より北の人意心あり
て能毒物を以所能草本の果穀の物産する和言生産

と云て舟を入かつるは殆ど滑稽なるまさしてあやしみ
たるなり

是はフランスのセイカヒタン沙リ行て西班牙と兵乱を
ト戦を乱て敗北を取ふ二ールベルロク行合れハ行よ及
ハ行ハ行るとうまを文言解し難し主意は
西班牙と者

扨右の者人評議まはシイナ廉のヘヤッハンの口本江の交易は
は筋より永禁ゆとう学すると千七百三十四年
享保十九年カロウカシユスと伏せす
是はアラビヤのうしろッドレヤの左南の北アレヤ場ゆり

千七百三十五年享保二十年　シレンヒルリを伏せす
千七百四十一年寛保元年カヒタンヘリクスと
西班牙のいろ百ひとを為ふ
破行のいろ百ひとを為ふ
細亜の小韓国朝のかあ西
西りの大西之海之韓朝のかあ西
ハ西西のを後とす趣る中義の支配すし西西の庶人
の中まアンカといふ人あり大学富一西をかゝもけ智勇の
人物之し由干時大ま盗賊蜂起して大軍を以巻国
島沸すを付のを後人ハ皆賊ま滅亡すアンカ防戦の力

定て拙ラロシヤに故ふ事ラロシヤ則大敵なりと雖
乱を治め法を改め政を正し上下を富河して名を揚
げ隣邦ロシヤの為民皆全法を尊こそ悪く仕合なる
事なりラロシヤの為ひろめるに賢士勇士を威を
以て暴逆を切る事名の為なるや

・松前すり寄る事狀の為設の事

松前の人ものそうよ見せる事狀人の絵図と云物を
見せる元来一向絵名の為人の絵図手なる者所
今絵図を暴して絵書斗を為る為先書ハ松者之図
東文の下の細注
来士の為なり

一ヤクツコエ國の役名はエンテ
・はあるは城絵像あり今略之ル
此人八日本一五間の人
ヤクツエはヤクツコイの語なるべしコイとは子は
・西名の下につく方言ヤクツコイとは西あり文考ふ
るエランダの耳よはコイとも松前の人はコエと少し此中
解し

上名八柿色の羅紗下名八花色の羅紗脚は柿色
のモヤウン笠黒ビロウドウフチハ金砂絵ヲ織出髪ハ白髪の
すけるかし衣服の制エランダのかし方をよく柿

銀粉のさゝや物は出物の様よりも
一赤人の頭る人名ハシンサハリン父名ハリシテレイヤコソウキ去
年父よ者り来る　ここそ又れハ毎年貢出向と髪白し上唇
ハ花色ヒゲ脇引は白ビロウトウ皆ハ上皮ヲ剥ク極悪ア
かゝるハ阿蘭陀の色ヲ有りの如き鼻ヲかむ風俗
・とすゝ右のよ三西ゝと二つよ切る様ヲ頭中ヲ
ヲロシヤの女人ゝ
一赤人画像の実　秘考ヨ云千作此人ハ蝦夷人ヲ画ク
と赤色ヲ画ク西洋ヲ習ヒ名はシリイタリ髪ハ黒し上唇付
タルの人ヲ云ヒ居ル
色の唐赤帽ヲ被ハ花黄色の羅紗帯は三イトの大
さ三寸ヒ長ク髪はクミヲ結ハ
・ミツクミカ出ヲ云ハミツクミヲ
キンノクリニテ結ハ耳金はヲ
出ヲ見れはカムサスカの人皆耳金ヲ付ヲ
・ヲ奇の耳金ヲ付ヲ蝦夷人の知ヲ見る右の如き眉毛左右連リ
ランタの通リヨ見ヘ
一カムサスカの人名はキンコンテ
赤人とカムサスカとヲ付ヲ
お年人ヲ知ヲ知ヲ

髮は白黄のすけるがごとし上衣は袖つまの羅紗
下衣右に同し笠はまらしゃ股引は下股
服紗阿蘭陀の如くまるのうちなる蹄射筒の拵
笠を如り左のもに鼻をもむ風呂敷をもち鞘袋
あり

一ムシクハの人名はエントン 極下卑賤人
上衣は白色の
木綿あり下衣は赤色の麻布股引はあり
ますすけるがごとし物は黒色
・服飾シランダのごとしムシクハロシヤの城下則ムスコウムス
ハヒヤあり
ハ五人形の品五枚あり絵かきの人のかきる者

也まれにみる品あれは皆微妙精巧いつれも
省略す

一毒人名はシロシヤと云
此説あのシランダの書の説と暗合大正説なり中略
城下はムシクハと云 即ムスコウヒヤあり
説なしめよきもし

一西主の名はヲホツケカフサハイリチ 当時代の西主の名と云へり
朱書 此品説略しの文字故文字の遠ひ多し点点
南主の姓アレキシュサヘ 按するヨヲホツノヲハアの字の誤
下略 きりアホツケトアレキトハ略す きりシュサとカフとは
西主遠ひ別れとシテンのごとき点あり故に一説に云

雜し傳あり世イリチ。サハイリナのあやまりクチナと
は遠ひし有へきの前主の名カタハリイナカトサと通
て訓するもあり故ハサハリナとも云リナとは生ま物す
もおとりへけおのもハ口傳ものでハ無しかとし
とく考るたさはるの名ヲロシヤ前代の主カタハリー
ナはまきれも

ヲロシヤ文字の事ハ別有物

土産物

丁子（ウラチテカ）　肉桂（ユカケ）　沈香（キクイン）　黄連（ビロウドウ）　羅紗（シャウ〳〵ニ）

チリメン　其外多し

此内チテカコイサハトの名考る処多しカムサスカボクの
方言歟へし
ヲランタのもアラビヤと云
也又訳名もホ、ニテリと云極楽のもライとふ地獄の
もとイチと云　也又考る所
右ら條ハ拙前の人の僧ハ名あすあ
右ら説紅毛の書ハ引合するハ大抵お南すも説お合
するハ人れハ実説お遠ものきりと異る
一些事の考僧ら見識ハ博ふ僧ハ番学未熟ハて

考る事あるに時節の古さ遠くさかのぼらく

嘉永元年　四月二十有一日

文化癸酉春三月十又八日謄寫終功

右齋模西葛杜加風說考典三國通覽補遺大同小異姑

錄以備考侗菴支離子識